

平成 25 年度
オフィスビル等のコージェネレーションシステム
導入助成事業

(オフィスビル等事業所の創エネ・
エネルギーマネジメント促進事業)

手続きの手引き

(平成 25 年 6 月)

(お問い合わせ先・申請書の提出先)

公益財団法人東京都環境公社

東京都地球温暖化防止活動推進センター

(愛称：クール・ネット東京)

〒163-8001

東京都新宿区西新宿 2-8-1 東京都第二本庁舎 16F

TEL：03-5320-7871

Eメール：tccca@kankyo.metro.tokyo.jp

ホームページ：http://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/cogene/

受付時間：月曜日～金曜日（祝祭日を除く）9：00～17：00

東京都地球温暖化防止活動推進センターとは

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 24 条に規定され、地球温暖化防止活動の推進を図ることを目的とする一般財団法人等の中から一つを、都道府県知事が指定するものです。

東京においては、財団法人東京都環境整備公社（現公益財団法人東京都環境公社）が平成 20 年 2 月 4 日に、東京都地球温暖化防止活動推進センターとしての指定を受け、同年 4 月 1 日に活動を開始しました。

公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」といいます。）が実施する本助成金交付事業につきましては、東京都（以下「都」といいます。）の出えん金を基にした基金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められています。当然ながら、公社としても助成金に係わる不正行為に対しては厳正に対処いたします。

そこで、本助成金に申請をされる方、申請後助成金を受給される方におかれましては、以下の点について、十分にご認識された上で、申請・受給されますよう、お願いいたします。

1. オフィスビル等事業所の創エネ・エネルギーマネジメント促進事業（以下「本事業」といいます。）については、オフィスビル等事業所の創エネ・エネルギーマネジメント促進事業実施要綱（平成 25 年 5 月 1 日付 25 環エ分第 2 号環境局長決定。以下「実施要綱」といいます。）及びオフィスビル等事業所の創エネ・エネルギーマネジメント促進事業助成金交付要綱（平成 25 年 6 月 17 日付 25 都環公総地第 413 号。以下「交付要綱」といいます。）に基づき実施いたします。
 2. 本助成金の申請者が公社に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述があってはなりません。
 3. 助成対象経費については、平成 25 年 3 月 31 日以前において、発注、契約等を行っていた場合は、助成金を交付することはできません。
 4. 以上「2.」「3.」の事項に違反した場合は、公社からの助成金の交付決定及びその他の決定を取り消します。また、公社からの助成金が既に交付されている場合は、その金額に加算金（年 10.95%の利率）を加えてお返しいただくことになります。
-

1. 事業の概要

1. 1	背景	1
1. 2	目的	1
1. 3	事業のスキーム	2
1. 4	スケジュールのフロー図	3
1. 5	助成内容	
1. 5. 1	助成対象事業者	4
1. 5. 2	助成対象事業	4
1. 5. 3	助成対象経費	7
1. 5. 4	助成金の額	8
1. 5. 5	本事業の実施期限等	8
1. 5. 6	交付の条件	8
1. 5. 7	契約について	9

2. 申請の方法

2. 1	募集期間	10
2. 2	申請書類	10
2. 3	申請書類の提出	10
2. 4	事業計画作成及び申請にあたっての留意事項	12
2. 5	審査	17
2. 6	交付決定	18
2. 7	助成事業の開始から工事完了まで	18
2. 8	助成金の額の確定	24
2. 9	助成金の交付	25
2. 10	交付決定の取消し	25
2. 11	交付決定後の注意事項	25

2. 12	調査等、指導・助言	27
2. 13	事業効果の報告	27
2. 14	個人情報等の取り扱い	28
2. 15	都が実施する制度・取組みについて（ご紹介）	28
3.	よくある質問等（Q&A）	30
4.	申請書類作成要領	42
5.	実施要綱・交付要綱	67

「賢い節電」へのご協力のお願い
電気の無駄遣いを徹底的になくし、都市の魅力や快適性を大事にしながら、需給のひっ迫にも弾力的に対応できる「賢い節電」へのご協力をお願いします。

1 事業の概要

1.1 背景

東京都（以下、「都」という。）では、気候変動対策に先導的に取り組むとともに、災害に備え、かつ、都市の魅力と知的生産性の向上を図るため、低炭素・快適性・防災力を同時に実現する「スマートエネルギー都市」を目指した取組を進めています。

地産地消の東京産エネルギーの創出を拡大し、低炭素にも配慮しながら、災害時にも都市機能が止まることのない都市づくりを推進することは、スマートエネルギー都市の実現に向けた重要な取組となります。

このため、都では、BEMS（ビルの電力制御システム）の導入を条件に、コージェネレーションシステム（以下、「CGS」という。）に対する助成制度を創設し、低炭素で高効率な自立・分散型電源の普及拡大を目指すことといたしました。



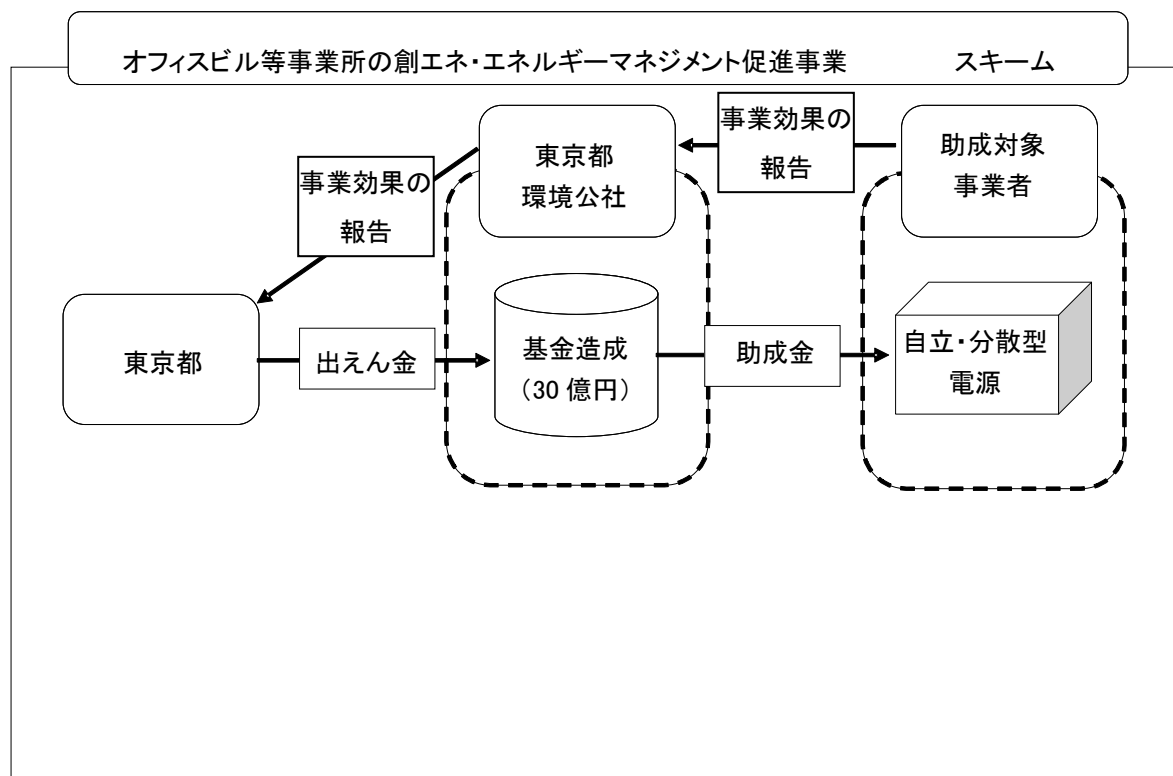
1.2 目的

オフィスビル等事業所の創エネ・エネルギーマネジメント促進事業（以下、「本事業」という。）は、平常時は系統電力の依存度を下げつつ、高効率な自立・分散型エネルギーの利用を促進し、災害時には都民生活を守り都市機能を維持することを目的に、天然ガス等 CGS の導入を促進するため、その経費の一部について助成を行うものです。

1.3 事業のスキーム

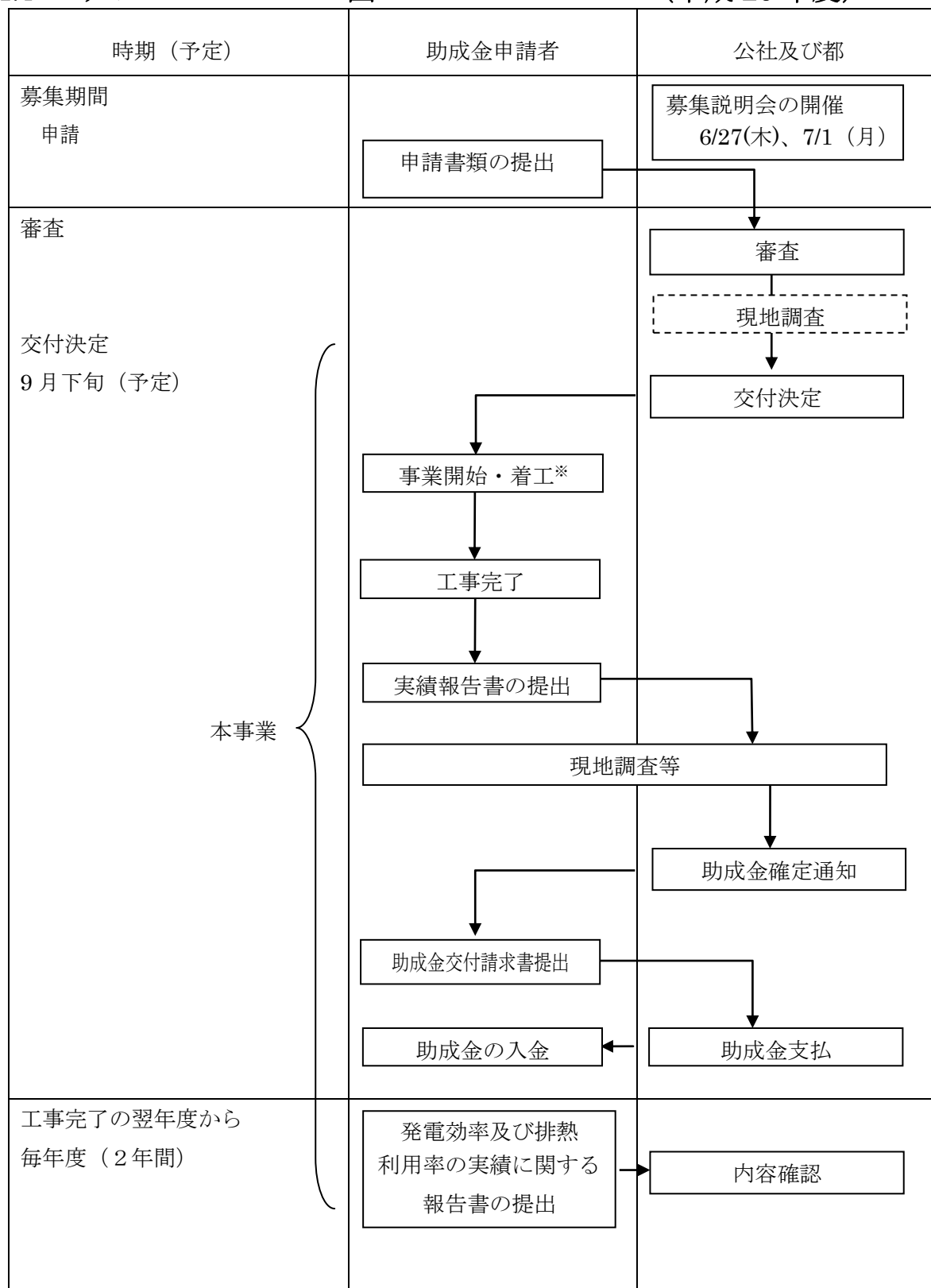
本事業では、都からの出えん金によって、平成 25 年度から平成 31 年度までの期間において、公益財団法人東京都環境公社（以下、「公社」という。）に 30 億円の基金を造成します。この基金をもとに、都内のオフィスビル等事業所において CGS を導入する事業に対し、その経費の一部について助成を行うものです。

本事業のスキームは、次のとおりです。



1.4 スケジュールのフロー図

(平成 25 年度)



※平成 25 年度は 4 月 1 日から開始した事業を助成の対象とする。

1.5 助成内容

1.5.1 助成対象事業者

助成金の交付対象となる事業者（以下「助成対象事業者」という。）は、次に挙げる者とします。

- (1) 都内において 1.5.2 の助成対象事業を実施しようとする事業者とする。ただし、国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人並びに国及び地方公共団体の出資又は費用負担の比率が 50 % を超える法人は除く。
- (2) 過去に税金の滞納がない事業者、刑事上の処分を受けていない事業者その他の公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められる事業者とする。
- (3) CGS が建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号）第 2 条第 2 項の区分所有者の全員の共有に属する場合にあっては、同法第 25 条第 1 項の管理者、同法第 47 条第 2 項の管理組合法人又は区分所有者の代表者（区分所有者全員の委任状添付）を助成対象事業者とする。

注）ビル所有者、熱供給事業者、ESCO 事業者及びリース事業者の他に、ビル 1 棟を全棟借りしたテナント（ビル所有者の同意書が必要）も、助成対象事業者として申請可能です。

1.5.2 助成対象事業

助成対象事業は、都内で以下の全ての要件を満たす CGS を設置する事業とします。

- (1) 共通要件
 - ① CGS から電力の供給を受ける施設（以下、「供給対象施設」という。）の用途は、おおむね事務所（建物登記簿の用途区分、建築基準法の確認済証の用途区分など、具体的に記載）であることとします。
 - ② 新品の CGS を設置してください。
 - ③ CGS で使用する燃料は、天然ガスを主原料とするもので、次のとおりとします。ただし、災害等の理由により燃料の供給が途絶した場合はこの限りではありません。
 - ・ 天然ガス
 - ・ 液化天然ガス
 - ・ 天然ガス又は液化天然ガスを主原料（組成比が一番高いものを「主」とする）とし、且つ炭素換算係数が（天然ガス×1.10）未満のガスとする。なお、天然ガスの炭素換算係数については、「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令」に定める係数を用いる。
 - ④ 発電出力（一の施設における発電設備を複数台設置する場合は、その合計出力とします。以下この条において同じ。）が 50 キロワット以上であることとします。また発電出力は、ビル全体の契約電力又は供給対象施設の最大電力需要の 10%以

上であることとします。

なお、供給対象施設の最大電力需要とは、ビル全体では、電力需要と熱エネルギー需要のバランス調整ができず、熱エネルギーを回収できないことを想定した場合の電力需要です。詳しくは熱エネルギーの回収に見合った電力需要範囲をビルの一部に設定（供給対象施設）し、施設に対して供給する（計測された又は計算された）最大電力需要をいいます。

- ⑤ 対象設備には、燃料使用量及び排熱利用量を測定する専用の計測装置を取り付けることとします。
- ⑥ 更新設置の場合は、発電出力の合計が、既設の CGS の発電出力の合計と同等又はそれ以上であることとします。ただし、更新設置後の契約電力が更新設置前の契約電力を超えない場合は、この限りではありません。
- ⑦ 1 台当たりの発電出力が 30kW 以上の場合は、次の条件を満たすこととします。

2. $17 \times \text{発電効率} + \text{排熱利用率} > 87$

この場合において、発電効率及び排熱利用率は、いずれもパーセントで表した値とし、発電効率は、定格値（高位発熱量基準）を用いるものとします。

発電効率は、CGS の仕様書に記載された定格効率を用い、排熱利用率は、年間の有効活用された熱量を燃料使用量から計算される全熱量で除した数値です。

- ⑧ 1 台当たりの発電出力が 30kW 未満の場合は、東京都低 NO_x・低 CO₂ 小規模燃焼機器認定制度の認定を受けたものとします。
- ⑨ CGS は、災害時等に系統電力が途絶えた場合において、自立運転が可能な機能を有することとします。

(2) 特記要件

助成対象事業は、施設の規模に応じて、以下の条件についても満たすものとします。なお、施設規模の考え方は、電気事業者との契約電力（容量）に基づき以下のとおりとします。

・ 既存施設

交付申請時における電気事業者との契約電力（容量）の値から、今回導入する CGS の有効電力を差し引いた電力が 500kW 以上である施設を「大規模事業所」、50kW 以上 500kW 未満である施設を「中小規模事業所」とします。

・ 新築施設

建築計画における電気設備容量（案）から算定される電力需要から、導入する CGS の有効電力を差し引いた電力が、500kW 以上となる施設を「大規模事業所」、50kW 以上 500kW 未満となる施設を「中小規模事業所」とします。

① 大規模事業所の場合

ア 供給対象施設内に一時滞在施設^(注)を確保し、災害時等に系統電力が途絶え

た場合において、事業の継続を図りながら一時滞在施設に必要な電力を供給することで、当該施設の機能維持及び活用を図ることとします。また、当該一時滞在施設の所在地等についてインターネットの利用その他適切な方法により一般に周知することとします。

イ 助成対象事業に係る工事が完了するまでに、供給対象施設内に、以下の機能を有する BEMS（ビルのエネルギー管理システム）が導入されていることとします。なお、当該 BEMS には自家発電負荷配分制御等の機能が装備されることで、非常時等に系統電力が途絶えた場合においても事業の継続が図られるよう検討してください。

- ・施設全体、設備の系統別又は施設の階別及び主要機器別に使用しているエネルギーの使用量を可視化する機能を有すること。
- ・可視化する機能で測定したエネルギーのデータを時間帯別に保存し、表示をする機能を有すること。
- ・測定された使用電力をもとにデマンド値の測定を行い、予測したデマンド値が目標電力を超過すると判断された場合、予め設定された方法によって警報発報又は機器制御を行う機能を有すること。

（注）「事業所における帰宅困難者対策ガイドライン」（平成24年9月10日 首都直下地震帰宅困難者等対策協議会）に規定する一時滞在施設に準ずる施設を災害時に開設することができるよう必要な設備を用意した施設。

具体的には、「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」（平成24年9月10日 首都直下地震帰宅困難者等対策協議会）を参照してください。

② 中小規模事業所の場合

ア 助成対象事業に係る工事が完了するまでに、供給対象施設内に、以下の機能を有する BEMS が導入されていることとします。

- ・施設全体及び設備の系統別又は施設の階別に使用しているエネルギーの使用量を可視化する機能を有すること。
- ・可視化する機能で測定したエネルギーのデータを時間帯別に保存し、表示をする機能を有すること。

イ 助成対象事業に係る工事が完了した年度の翌年度から起算して 2 年度目に、供給対象施設において、公社が実施する事業所の省エネ診断を受診し、調査結果報告書を受領していることとします。

助成金交付後に受診がされていない場合は、助成金の交付決定の取消し対象となりますのでご注意ください。

1.5.3 助成対象経費

(1) 助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」といいます。）は、助成対象事業

に要する経費のうち、次に掲げるもので、公社が必要かつ適切と認めたものとします。

項目	内訳
設計費	機器装置の設計、システム設計等に要する費用。ただし、基本設計費用は除く。
設備費	ガスエンジン、ガスタービン、冷却塔、冷却水配管、冷却水ポンプ、水処理装置、冷温水タンク、潤滑油配管、潤滑油ポンプ、エンクロージャ、系統連系保護リレー、排熱ボイラ、排ガスダンパ、発電機、圧縮機、エアコンプレッサー、冷凍機、送風機、熱交換器、煙道、煙突、制御装置、安全装置、ガスコンプレッサー、脱硝装置、集塵装置、基礎、給水ポンプ、給水タンク、ドレンタンク、冷温水タンク、接続配管、計測装置、配電盤、操作盤、配線、蒸気吸収冷凍機、温水吸収冷凍機、アンモニア吸収冷凍機、デシカント空調機、排熱投入型吸収式冷温水機、ブライン配管、ブラインタンク、排ガスダクト等の購入に要する費用。 その他公社が必要と認めるもの。
工事費	設備の据付、調整等に要する費用。 原則として、CGS から上記の関連機器に接続される配管・配線等は、助成対象に含むものとし、関連機器以降の工事については、助成対象外とする。
諸経費	電気、水道、ガスに係る工事負担金に要する費用。

注 1 上記経費に係わる消費税相当額は、助成対象経費となりません。

注 2 工事費は助成事業を行うために不可欠な工事の費用をいいます。

注 3 諸経費以外の経費（通信費・旅費・事務雑費、一般管理費等）は、対象になりませんので、ご注意ください。

注 4 土地の取得及び賃借に要する経費は対象になりません。

注 5 過剰であると見なされるもの、汎用性のあるもの、予備若しくは将来用のもの又は本事業以外において使用することを目的としたものに要する経費は対象になりません。

注 6 中古の設備については、助成対象経費とは認められません。

注 7 撤去費、移設費、処分費は、対象になりません。

注 8 配管及び配線については、対象設備間をつなぐものを対象とし、対象設備と対象外設備をつなぐものは対象になりません。

注 9 国内での販売実績のない新型機器については、実証試験結果の信頼性が認められる場合に限り、助成対象となります。

1.5.4 助成金の額

1.5.3 の助成対象経費について、その 2 分の 1 を助成します。ただし、3 億円を限度としま

す。

注 1 助成金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとします。

注 2 工事完了後の助成金の交付となりますので、助成事業期間中は借入金等で必要な資金を調達する必要があります。

1.5.5 本事業の実施期限等

本事業の実施期限は、実績報告書（第 12 号様式）の届出を行った日の属する年度の翌年度から起算して 3 年度目の 5 月末日までです。助成金の交付決定を受けた場合は、本事業の実施期限まで継続して、都及び公社の実施する調査等に協力する義務があります。

1.5.6 交付の条件

助成対象事業者は、以下の交付条件をすべて満たす必要があります。

(1) 交付の条件

・申請時

- ① 助成対象事業を実施する事業者であること。
- ② 助成対象事業者は、CGS に係る経費に関して、本助成金以外に都の助成金または給付金を受給しないこと。

・交付決定後

- ③ CGS を設置する者は、その発電効率及び排熱利用率を検証するため、必要な計測機器を設置するとともに、実績報告書届出を行った日の属する年度の翌年度から起算して 2 年間、各年度の発電効率及び排熱利用率の実績について、翌年度の 5 月末日までに、前年度の発電効率及び排熱利用率の実績に関する報告書等を提出すること。
- ④ 都及び公社が行う本事業の実施状況に関する情報の公表に協力すること。
- ⑤ 大規模施設の助成事業者は、原則一時滞在施設の設置者又は管理者であること。
ただし、助成対象事業者が一時滞在施設の設置又は管理者でない場合は、設置者の同意書を申請書に添付すること。
- ⑥ 助成事業者は、災害時等にあつては系統電力が途絶えても CGS から電力を供給することにより事業継続を図りながら都民等が必要な電力を供給しなければならないこと。
- ⑦ 助成事業者は、第 6 条の本事業の実施期限の日までの間、CGS について、交付要綱第 4 条に定める要件を満たさなければならない。
設置する自立・分散型電源は、以下の要件を満たすこと。
1 台当たりの発電出力が 30kW 以上の場合は次の条件を満たすこと。
 $2.17 \times \text{発電効率} + \text{排熱利用率} > 87$

この場合において、発電効率は定格値（高位発熱量基準）を用いるものとする。

注1 本事業における、年間及び年度とは、4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。

注2 助成対象設備について、本事業以外に都の補助等の重複申請を行い、本事業によって助成を受けることが決まった場合には、どちらかを辞退していただきます。

1.5.7 契約について

助成事業の実施に当たり、売買、請負その他の契約を行う場合は、入札、複数者からの見積書の徴収その他の方法により競争に付さなければならない。ただし、当該助成事業の運営上、競争に付すことが著しく困難又は不適切である場合はこの限りでない。

ただし、競争入札を行わない場合は、発注先選定理由書を提出してください。発注先選定理由書が妥当であるかをセンターにて審査します。

(助成対象事業者の皆様へのお願い)

都では、都内に所在する全ての中小規模事業所を対象とした「地球温暖化対策報告書制度」を実施しています。

本制度は、報告書の作成を通じて、二酸化炭素排出量を把握し、具体的な省エネルギー対策を実施していただき、中小規模事業所からの二酸化炭素の排出抑制を推進していくことを目的としています。

本制度では、既に3万を超える事業所の方々から報告をいただき、積極的な省エネ・節電対策に取り組まれております。

助成対象事業者の皆様には、本制度の趣旨に賛同いただき、同報告書を継続的に提出いただくようお願いいたします。

※地球温暖化対策報告書制度の詳細及び報告書の作成方法については、クール・ネット東京のホームページをご確認ください。

<http://www.tokyo-co2down.jp/report/warming/>

問い合わせ先：03-5388-3408

2 申請の方法

2.1 募集期間

申請を行う場合は、下記の期間内に申請書類を提出する必要があります。

(第 1 回)

平成 25 年 6 月 28 日 (金) ～ 平成 25 年 8 月 30 日 (金)

注 1 募集期間を過ぎた後の提出は、受け付けられませんのでご注意ください。

注 2 平成 25 年度第 2 回募集期間は、10 月から 12 月頃を予定しています。

注 3 平成 26 年度以降も、同様のスケジュールで募集する予定です。

	年度									
	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
助成金募集期間										
	5 年間（25～29 年度）年 2 回募集									
工事期間										
	実績報告書提出期限 31 年 12 月 27 日締切									
事業効果の報告										
	工事が完了した年度の翌年度から 2 年間事業効果の報告書提出（提出期限 5 月末日）									

2.2 申請書類

「4 申請書類作成要領」を参考に必要な書類をご用意いただき、「正本 1 部、副本 1 部」を提出してください。なお、提出された申請書類について、原則、返却はいたしませんので、助成金申請者用として控えを 1 部をご用意ください。

申請書類の様式については、公社のホームページからダウンロードし、ご活用下さい。

(URL <http://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/cogene/download/>)

2.3 申請書類の提出

(1) 提出方法

申請書類は、必ず公社担当者に事前予約を行った上で、直接お持ちください。

注 1 「郵送」や「宅配便」での提出は認められません。

注 2 共同申請の場合は、申請書類を提出する際、提出書類の説明ができる人が、お持ちください。

注 3 申請書類及び添付書類等については、本審査以外には使用しません。

注 4 必要書類への記入漏れや不備等があった場合は、書類審査で不採択となることがありますので、漏れののないよう、提出前によく確認してください。

注 5 申請書類について、公社より修正をお願いする場合があります。

注 6 提出された申請書類及び添付資料は、原則、返却いたしません。

(2) 提出先

〒163-8001

東京都新宿区西新宿 2-8-1 東京都庁第二本庁舎 16 階

公益財団法人 東京都環境公社

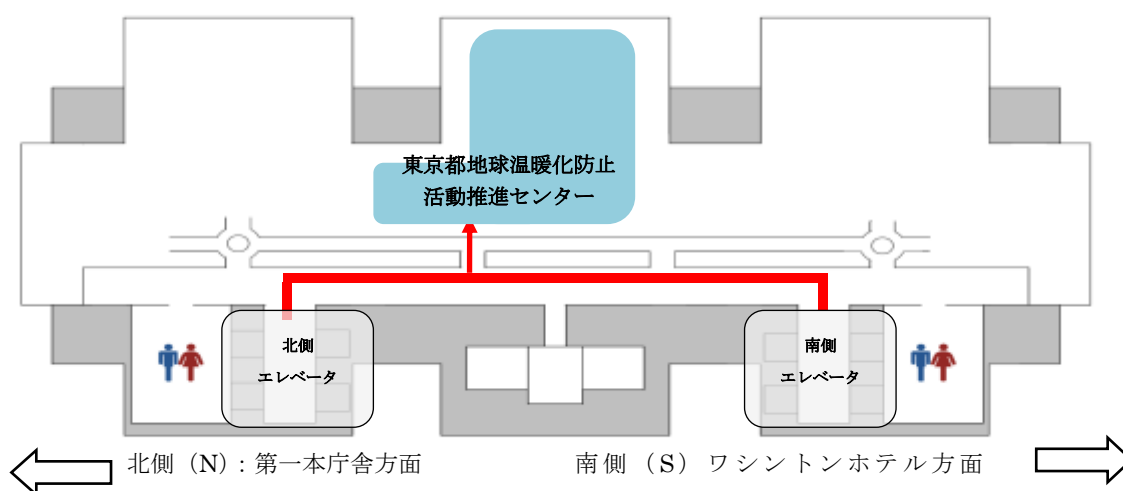
東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京）

スマートエネルギー都市推進担当（03-5320-7871）

（受付時間：土日祝祭日を除く 9 時 00 分から 17 時 00 分まで）

(3) 案内図

都庁第二本庁舎 16 階（中央）



(4) 問い合わせ先

【制度に関する問い合わせ先】

東京都環境局

都市エネルギー部 分散型エネルギー推進課

電話 03-5388-3402

【申請に関する問い合わせ先】

公益財団法人 東京都環境公社

東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京）

スマートエネルギー都市推進担当

電話 03-5320-7871

2.4 事業計画作成及び申請にあたっての留意事項

(1) 事業計画作成及び申請上の留意点

- ① 事業計画の審査は、提出された助成金交付申請書（第 1 号様式）（助成事業実施計画書（第 17 号様式）を含む。）及び関連資料をもとに行います。適正な判断を下せるよう、「4 申請書類作成要領」を参考に、適切に記述をしてください。
- ② 申請にあたり、必要事項が適切に記載されていない、又は添付書類に漏れがある場合は、不採択となる場合があります。
- ③ 提出する書類はファイル綴じとし、資料ごとにインデックスを使用してください。
- ④ 必要に応じ、適宜、補足説明資料を添付することは可能です。なお、補足説明資料は印刷物に限り、かつ、必ず A4 サイズ（A3 折りたたみ可）として下さい。なお、副本への写真添付については、記憶媒体である CD・R による提出も可能です。
- ⑤ 助成金申請者・申請単位等については、下記のとおりです。よくお読みいただき、不備・誤りのないようご注意ください。

ア 助成金申請者

- (ア) 一つの助成対象事業所に対して、一つの事業者とします。事業所が異なれば、同一事業者でも同時申請が可能です。
- (イ) ESCO 契約に当たっては、パフォーマンス契約に関する内容のほか、本事業の実施期限まで善良なる管理者の注意をもって適切に管理しなければならない旨を記載した ESCO 契約としてください。
- (ウ) リース（割賦販売を含む）事業者又は ESCO 事業者（シェアードセイビング契約）が助成対象事業を実施しようとする場合は、本事業の実施期限の日までの間、継続する当該助成対象事業で設置する CGS に係るリース契約、割賦販売の契約、パフォーマンス契約（以下「リース契約等」という。）を締結した契約者全員による共同申請としなければならない。

リース契約、ESCO 契約（シェアード・セイビングス契約の場合）においては、料金から助成金相当分が減額されていることを証明できる書類を忘れずに添付し、当該契約期間が、本事業の実施期限まで継続することを記載してください。

注 1 ESCO 契約とは、省エネルギー量の保証、費用負担及び実施期間等について明記されたパフォーマンス契約のことです。本事業の共同申請者に該当する契約は、シェアード・セイビングス契約です。助成金相当分が減額された ESCO 料金が設定され、本事業の実施期間、取得財産の適切管理を前提とする契約である必要があります。

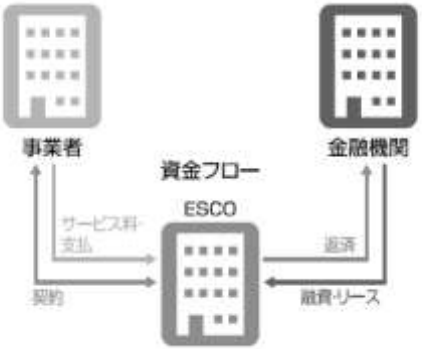
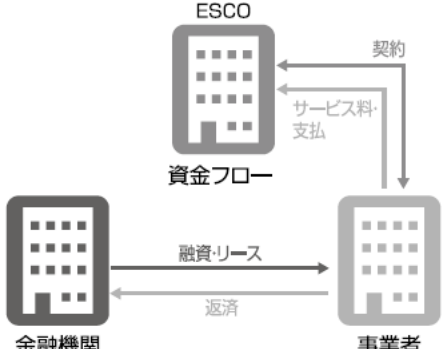
注 2 リースを利用する場合、リース料から助成金相当分が減額されていることを証明できる書類（助成金の有無で各々、リース料の基本金額、資金コスト（調達金利根拠）、手数料、保険料、税金等を明示）の提示を条件に、助成対象事業者とリース事業者との共同申請を認めます。また、契約の際は、リース契約期間が、本事業の実施期間にわたって継続することを前提とした契約としてください。

注 3 ESCO 事業者は、助成事業の着手の日までにおいて東京都ビジネス事業者である必要があ

ります。

注 4 共同申請を行った助成事業者は、助成事業の着手の日までにリース契約等を締結していること。

その他の必要事項については、「1.5.6 交付の条件」をご確認ください。

シェアード・セイビングス契約	ギャランティード・セイビング契約
	
- ESCO 事業者は、顧客となる事業者に対し改修工事等の実施による削減額を保証します。 - ESCO 事業者が改修工事等の資金を確保します。 - 顧客となる事業者は、改修工事等によって実現される削減額から一定割合を ESCO 事業者に支払います。	- ESCO 事業者は、顧客となる事業者に対し改修工事等の実施による削減額を保証します。 - 顧客となる事業者が改修工事等の資金を確保します。 - 顧客となる事業者は、改修工事等で実現する削減額から一定額を金融機関（資金調達先）に返済し、ESCO 事業者にサービス料を支払います。 - 本契約は、共同申請案件ではなく、事業者による単独申請案件となります。

イ 申請単位

助成対象事業者が一つの施設において設置する CGS を申請単位とします。

ただし、下記の点にご注意ください。

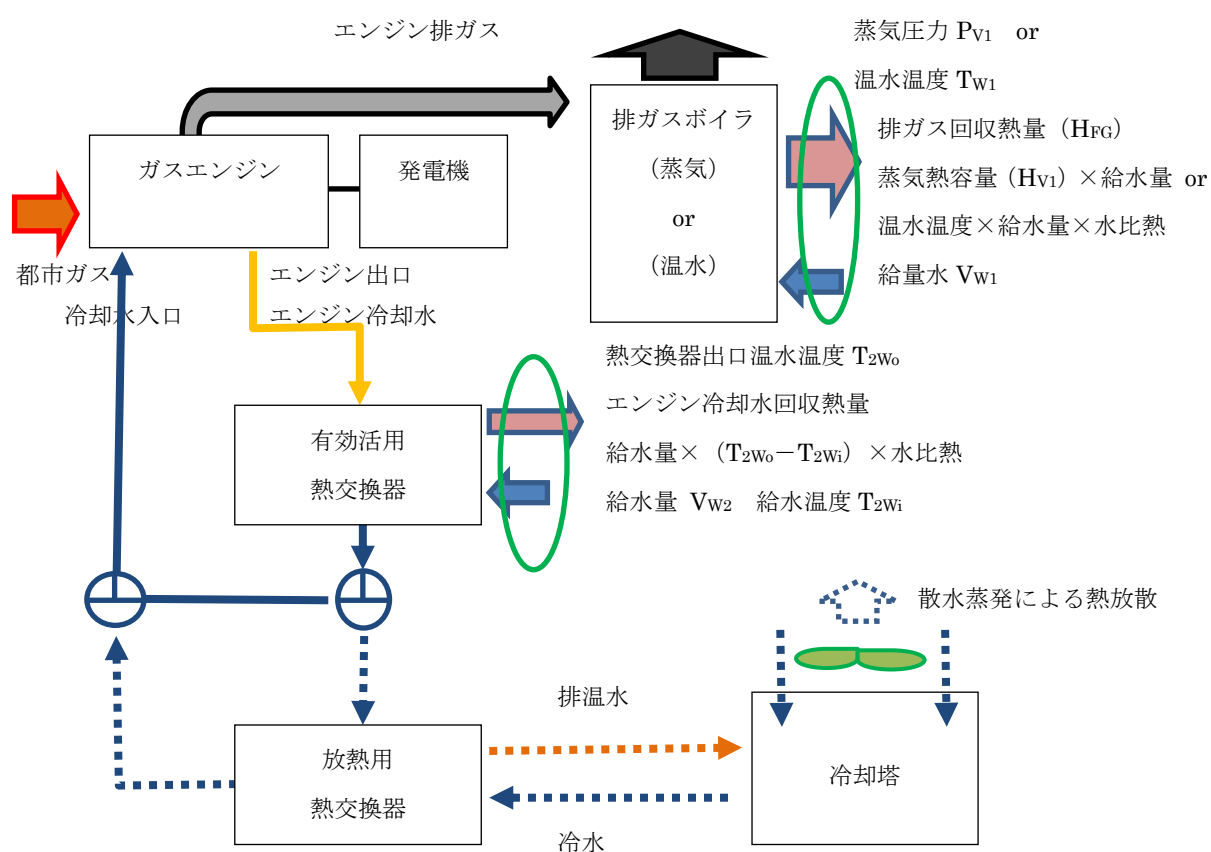
- 同一敷地内に所有者が同じで、複数の建築物がある場合には、同一敷地内の建築物全体を一つの建築物（一つの施設）と見なします。

ウ 申請設備・機器

- CGS の仕様については、機器カタログや図面などを用いて記載してください。
- 電力及び熱エネルギーの計測点（電力：電流・電圧、熱：流量・出入口温度又は蒸気圧）は、機器配置図に明記してください。

熱エネルギーの計測は、原則として熱交換器の 2 次側の流量と熱交換出入口の温度とします。熱交換器の 1 次側での測定を選択する場合は、熱交換器の効率を加味した 2 次側の熱エネルギーを計画書及び実績報告書に記載してください。その場合、熱交換器の効率は、95%としてください。

- ・ CGS で発電された電力の系統が分かるように、単線結線図に事業所での接続点や系統制御の方法等を記載してください。
- ・ CGS の排熱利用の実績に関する測定位置
エンジン冷却水系統及び排ガス系統共に、熱量測定位置は原則 2 次側とします。但し、1 次側で測定される場合は、熱交換器の効率を想定した 2 次側のデータを提出することとします。



エ 一時滞在施設

- ・ 災害時等の一時滞在施設とは、「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」（平成 24 年 9 月 10 日 首都直下地震帰宅困難者等対策協議会）に規定する一時滞在施設であり、ビルに勤務する者と合わせて、従業員の 10%程度の来客者等外部者を含む帰宅困難者を収容できるスペース（床面積あたり 3.3m²につき 2 人を収容）を確保した施設です。
- ・ 災害時等に系統電力が途絶えた場合においては、本事業で設置した CGS により必要な電力を供給することで、一時滞在施設の機能維持及び活用を図ってください。
- ・ 一時滞在施設の規模を示す場合には、図面や計画書などを用いてわかりやすく記入してください。
- ・ 一時滞在施設の所在地等について、インターネットの利用その他方法により一般に周知する方法について、その計画（第 17 号様式別紙 4）を記入してください。
- ・ 助成対象事業者が、一時滞在施設の設置者又は管理者でない場合には、一時滞在施設の設置者（ビル所有者）から、一時滞在施設に係る対応も含めた助成対象事業の実施に係る同意書（第 19 号様式）を添付してください。

オ エネルギー使用計画

- ・ CGS を設置する場合は、工事完了予定日の属する年度の翌年度から起算して 2 年度分のエネルギー使用計画（第 17 号様式別紙 2）を記載してください。
- ・ エネルギー使用計画はエネルギーの種類ごと（電力、排熱）に記載してください。
- ・ 第 17 号様式別紙 2-2 で、供給対象施設の最大電力需要の算定に当たっては、29 ページに添付しています「供給対象施設の電力需要計算用基礎資料」をご利用ください。

(2) 事業開始日及び実績報告書提出日

① 事業開始日

交付決定の通知を受領した以降で、CGS の設置に係る設計又は工事の契約を締結する（予定）日になります。助成事業実施計画書（第 17 号様式別紙 3）の助成金事業工程表に記載する交付決定の通知を受領した日は平成 25 年 9 月下旬と仮定して作成してください。

② 実績報告書提出日

CGS の設置に係る工事が完了する予定日になります。工事の完了後に公社による検査を受け、助成金交付額が確定します。なお、実績報告書（第 12 号様式）の届出は、

工事完了後速やかに行い、遅くとも平成 31 年 12 月 27 日までに行わなければなりません。

2.5 審査

(1) 審査の流れ等

審査は、書類による資格要件及び事業内容等の審査により行います。手順は、以下のとおりです。

書類審査

- ① 「1.5.1 助成対象事業者」、「1.5.2 助成対象事業」及び「1.5.6 交付の条件」に適合しているか審査します。
- ② 助成金交付申請書（第 1 号様式）（助成事業実施計画書を含む。）等の提出された書類をもとに助成対象事業について審査します。

注 1 審査の過程で、現地確認・調査及び面接（ヒアリング）を行うことがありますので、その際にご協力をお願いします。

注 2 審査結果については、採択の可否を書面で通知いたします。

注 3 審査中の途中経過に関するお問合せには、一切応じかねますのであらかじめご了承ください。

注 4 選考に係わる審査料等は徴収しませんが、申請書類作成等に係わる経費は、助成金申請者の自己負担になります。

注 5 助成金申請者の都合で辞退する場合は、次回以降の応募を制限することがあります。

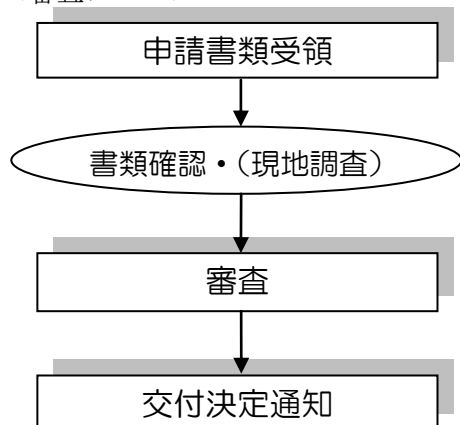
注 6 職員への働きかけ・陳情等により、公正中立性が確保されないと判断された場合には、審査対象から除外させていただきます。

(2) 審査の主な着眼点

今回の募集において特に重要な、審査に当たっての主な着眼点は、次のとおりです。

- ① CGS で使用する燃料の炭素排出係数
- ② CGS のエネルギー効率
- ③ 高度防災都市づくりへの貢献性（一時滞在施設収容人数等）
- ④ 事業計画の費用対効果
- ⑤ 経営状況
- ⑥ 事業計画の技術的可能性
- ⑦ 事業計画の合理性

<審査フロー>



申請書類の確認・精査を行います。

また、現況の確認が必要な場合などは、現地調査を行う場合もあります。

書類確認及び現地調査の内容を踏まえ、申請された助成対象事業の審査を行います。

審査終了後に、交付先を決定し、助成金交付決定通知書を送付します。

2.6 交付決定

(1) 交付決定通知

審査の結果に基づき、公社が当該募集の助成枠の範囲内で助成金の交付を決定した事業者（以下「助成事業者」と言います。）に、助成事業名、助成対象経費及び助成金の額等について記載した助成金交付決定通知書（第 2 号様式）を送付します。

交付決定に当たっては、助成金の適正な交付を行うために必要と認めたときは、申請内容について修正を加え又は条件を付して交付決定を行う場合があります。また公社は、必要に応じて、助成事業者に対し現地調査を行いますので、ご協力をお願いします。

なお、不交付のときは、助成金不交付決定通知書（第 3 号様式）を送付します。

注 公社が通知する助成金の額（以下「交付決定額」といいます。）は、助成限度額を明示するものであり、助成金の支払額を約束するものではありません。また、助成事業に要した経費が交付決定額を超えた場合であっても、当初決定し、通知した助成金の額を超えてお支払いすることはできません。なお、2.7 (4) 助成事業の計画変更について申請を行い、これが認められた場合は、変更後の額を交付決定額とします。

(2) 交付決定通知書の確認等

公社より送付された助成金交付決定通知書の内容をご確認ください。内容等に疑義が生じた場合、公社までお問い合わせください。（2.7 (2)「申請の撤回」を参照ください。）

助成金交付決定通知書は大切に保管してください。（以下同様に都及び公社より送付の文書及び関係書類は、実績報告書を提出した日の属する公社の会計年度の翌年度から 15 年間、保管してください。）

2.7 助成事業の開始から工事完了まで

(1) 助成事業の開始

- ① 助成事業者は、事業の実施に当たっては、交付決定後、速やかに工事入札等を行い、当該設備の設計、調達及び工事等の発注先を決定し、助成事業開始届（第 6 号様式）に工事契約書の写し等必要書類を添付して提出してください。（記載例 1 参照）
- ② 共同申請の場合も、交付決定後、速やかに本契約を締結するなどし、助成事業を開始してください。また、リース事業者又は ESCO 事業者においても、契約後、速やかに工事入札等を行い、当該設備の設計、調達及び工事等の発注先を決定してください。
- ③ 当該工事の発注先は複数者からの見積りにより決定してください。また、その際は、申請時に採用した機器と同等、若しくはそれ以上の能力の機器となるようにしなければなりません。
- ④ 平成 25 年 3 月 31 日以前に工事等の発注先が決定しているものは、助成事業の対象外となりますのでご注意ください。
- ⑤ 助成事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合は、利益等排除を行った経費が助成対象経費となります。自社調達の場合は、原価をもって助成対象として利益等排除を行います。

＜利益相当分の排除について＞

助成事業において助成対象経費の中に助成事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む）がある場合、助成対象事業に助成事業者の利益等相当分が含まれていることは調達先の選定方法に関わらず、助成金交付の目的上ふさわしくないため、次のとおり利益等排除方法を定めます。

－利益等排除の対象となる場合－

① 助成事業者が自社から調達を行う場合

当該調達品の原価（当該調達品の製造原価または当該工事の工事原価）をもって助成対象経費とします。原価だと証明できない場合は、自社の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は 0 とします。）をもって市場流通価格から利益相当額の排除を行います。

助成対象経費＝製造原価（または工事原価）

これによりがたい場合は

助成対象経費＝市場流通価格×（1－売上総利益率）

② 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内（または当該工事の工事原価以内）だと証明できる場合は、取引価格をもって助成対象経費とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における「売上総利益率」をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。リース事業者又は ESCO 事業者がグループ企業である場合もこれに準じます。

助成対象経費＝調達先の製造原価（または工事原価）

これによりがたい場合は

助成対象経費＝取引価格×（1－調達先の売上総利益率）

③ 助成事業者の関係会社（上記②を除く）からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価（または当該工事の工事原価）と当該調達品に対する経費等（販売及び一般管理）との合計以内だと証明できる場合は、取引価格をもって助成対象経費とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は 0 とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。リース事業者又は ESCO 事業者が関係会社である場合もこれに準じます。

助成対象経費＝調達先の製造原価（または工事原価）＋経費等（販売費及び一般管理費）

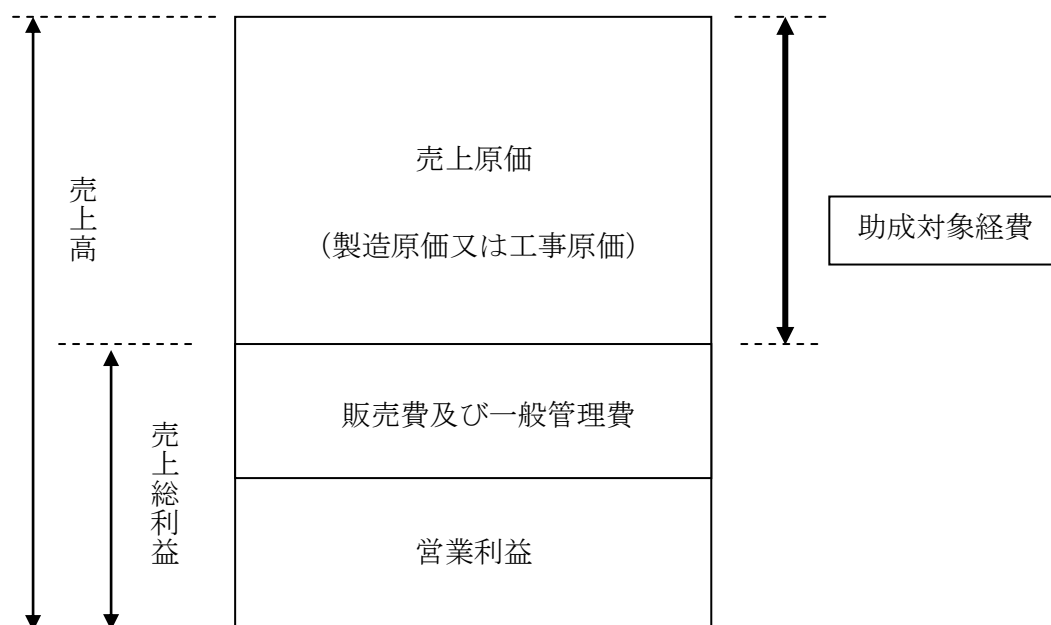
これによりがたい場合は、

助成対象経費＝取引価格×（1－調達先の営業利益率）

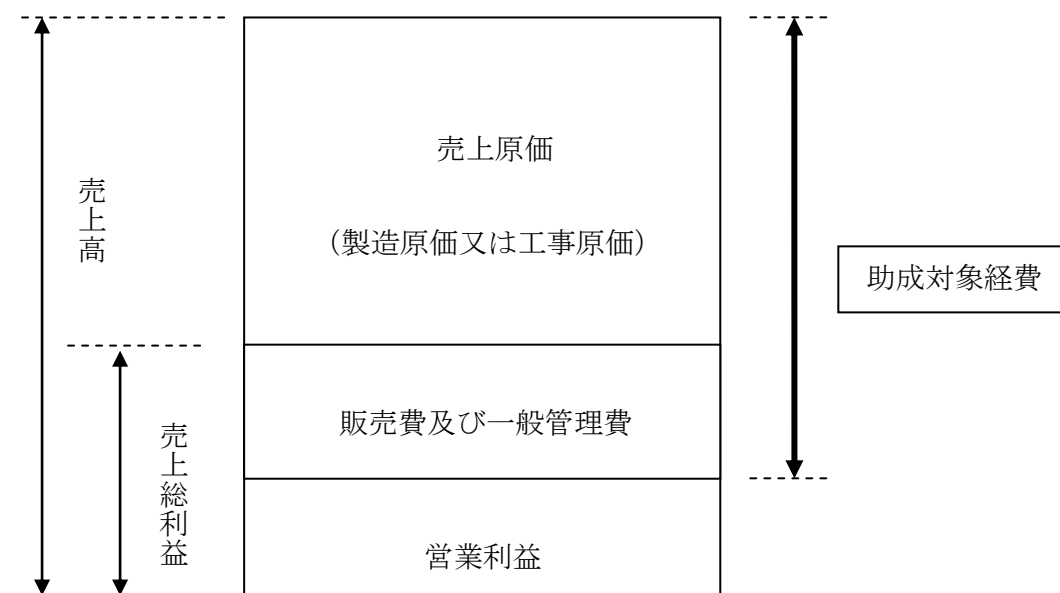
<助成対象経費のイメージ図>

①助成事業者が自社から調達を行う場合

②100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合



③助成事業者の関係会社（上記②を除く）からの調達の場合



注意点

上記内容の判定にあたっては、証拠となる決算報告書等の書類を提出していただきます。

※書類の提示がない、あるいは提示できない場合は、利益等控除部分以外も助成対象外となる場合がありますので、ご注意ください。

(2) 申請の撤回

助成事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対し異議があるなど、やむを得ない事由がある場合は、助成金交付決定通知書を受領した日から 14 日以内に助成金交付申請撤回届出書（第 7 号様式）を提出することで、助成金の交付申請を撤回することができます。（記載例 2 参照）

(3) 事情変更による決定の取消し等

助成金の交付決定後、天災地変その他事情の変更により、本事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合には、公社は、助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができるものとします。

(4) 助成事業の計画変更に伴う申請

① 助成事業者は、助成事業の実施中あるいは実施前に、事業の内容について、以下のような変更の可能性が生じた場合は、あらかじめ、公社に助成事業計画変更申請書（第 8 号様式）を提出してください。

ア 助成事業の内容を変更しようとするとき。ただし、助成事業者や交付の条件等を満たさなくなる変更は認められません。

イ 助成対象経費の内訳を変更しようとするとき。ただし、交付決定額を超える変更は認められません。

※ リース事業者、ESCO 事業者が共同申請者の場合は、料金計算書等についても修正資料も提出していただきます。その際、変更となった部分が分かる資料を添付する必要があります。

※ 助成事業の実施体制を変更する場合も、助成事業の内容変更該当します。

② 申請が妥当であると認められた場合は、公社が必要に応じ条件を付して、その旨を通知します。

(5) 事業者情報の変更に伴う届出

助成事業者は、代表者、住所、商号等を変更した場合は、速やかに、住所等の変更届出書（第 9 号様式）を提出してください。

(6) 債権譲渡の禁止

助成事業者は、交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、第三者に譲渡し、又は継承することは原則として認められません。ただし、助成事業者について相続、法人の合併又は分割等により助成事業を行うものが変更される場合においては、あらかじめ、取得財産等処分承認申請書（第 16 号様式）を提出し、都がその旨を承認することで、助成金の交付に係る地位を継承することが認められる場合があります。

(記載例 1)
第 6 号様式 (第 13 条関係)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

公益財団法人東京都環境公社 理事長 殿

助成事業開始届提出日を記入してください。

本記載例は、特定中小企業者と ESCO 事業者及びリース事業者の三者申請の場合を想定しています。

助成金交付決定通知書に記載されている日付・番号です。

(助成事業者)

住 所 東京都●●区▲▲ ◆—◆代表◆

氏 名 株式会社社印〇〇 者印

代表取締役 ●● 〇〇

(共同申請の場合は併記)

住 所 ▲▲▲〇〇〇××× 〇—〇代表〇

氏 名 株式会社社印◇◇◇ 者印

代表取締役社長 ◆◆ ◆◇◇

住 所 ×××〇〇〇▲▲▲ 〇—〇〇代表〇

氏 名 ▲▲▲▲ 株式会社 〇—〇〇代表〇

代表取締役社長 社印 ▲▲ □□者印

助成事業開始届

平成〇〇年〇〇月〇〇日付〇〇都環公総地第〇〇●号の〇〇〇をもって交付決定した事業について、事業を開始したので、オフィスビル等事業所の創エネ・エネルギーマネジメント促進事業助成金交付要綱(平成 25 年 6 月 17 日付 25 都環公総地第 413 号) 第 13 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

申請番号の下 3 桁が枝番となります。

事業の名称	〇〇ビル□□電源設備設置事業	助成金交付決定通知書に記載されている事業の名称です。
工事期間	着 手 年 月 日 : 平成 2 6 年 4 完了予定 年 月 日 : 平成 2 7 年 8 月 1 4 日	
添付書類	- 経費状況内訳書 (別紙) - 契約書の写し (写し) - 機器仕様書 (写し) - 図面 (写し) 等	
※受付欄		

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

(記載例 2)

第 7 号様式 (第 14 条関係)

公益財団法人 東京都環境公社 理事長 殿

平成〇〇年〇〇月〇〇日

記入日を記入してください。

本記載例は、特定中小企業者と ESCO 事業者及びリース事業者の三者申請の場合を想定しています。

(助成事業者)

住 所 東京都●●区▲▲ ◆—◆—◆

氏 名 株式会社 ○○○

代表取締役 ●● ○○

(共同申請者)

住 所 △△△○○○××× ○-代表

氏 名 株式会社社印◇◇◇ 者印

代表取締役社長 ◆◆ ◇◇

住 所 ×××○○○△△△ ○-代表

氏 名 △△△△ 株式会社 代表

代表取締役社長社印 △△ □□ 者印

助成金交付決定通知書の日付・番号です。

助成金交付申請撤回届出書

申請番号の下 3 桁が枝番となります。

平成〇〇年〇〇月〇〇日付〇〇都環公総地第〇●号の〇〇〇をもって交付決定した事業についてオフィスビル等事業所の創エネ・エネルギーマネジメント促進事業助成金交付要綱(平成 25 年 6 月 17 日付 25 都環公総地第 413 号)第 14 条第 1 項の規定に基づき、助成金交付申請の撤回について届け出ます。

事業の名称	〇〇ビル□□電源設備設置事業	
交付申請年月日	平成 〇〇年 〇月 〇日	助成金交付決定通知書に記載されている事業の名称です。
取下げの理由	銀行からの融資を受けられないことが判明したため	
連絡先	株式会社 ○○○ ○○○部××課 ○○ ○○ (電話番号 △△△-▲▲▲-▼▼▼) (携帯電話 ■■■-△△△-○○○)	
※受付欄		

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

(7) 工事遅延等の報告

- ① 助成事業者は、助成事業実施計画書に基づき工事等を進捗させるように努める義務がありますが、やむを得ない事由により工事が予定の事業実施期間内に完了することができないと見込まれるときは、速やかに工事遅延等報告書（第 10 号様式）を公社に提出してください。

ただし、工事完了に係る実績報告書（第 12 号様式）は、遅くとも平成 31 年 12 月 27 日までとします。

- ② 遅延の理由、内容が認められた場合は、公社は必要な措置をとりますので、指示に従ってください。なお、指示に従わない場合は、助成金の支払いが行われない場合があります。

(8) 助成事業の廃止

- ① やむを得ない理由により助成事業を廃止しようとするときは、速やかに助成事業廃止申請書（第 11 号様式）を提出し承認を得る必要があります。

- ② 申請内容を審査し、妥当であると判断された場合には、事業廃止についての承認を行い、その旨を助成事業者へ通知

- ③ します。なお、承認にあたっては、必要に応じて公社が条件を付する場合があります。

(9) 実績の報告

助成事業者は、助成事業に係る工事が完了したときは、速やかに実績報告書（第 12 号様式）を公社に提出してください。

注 1 実績報告書の提出期限は、遅くとも平成 31 年 12 月 27 日ですが、本事業における工事期間は、助成事業の規模・計画に応じて適正に設定し、当該工事を計画的に進捗管理することが求められます。

2.8 助成金の額の確定

- (1) 公社は、実績報告書（第 12 号様式）を受領したあと、書類の審査及び現地調査等により助成事業の内容が交付決定の内容及びこれに付した条件等に適合すると認めたときは、交付すべき本助成金の額を確定し、その旨を助成金確定通知書（第 13 号様式）により通知します。

- (2) 申請通りの設備が設置されていない場合は、助成金の支払いが行われません。

注 1 助成金の額が確定した後でも、「2.9 交付決定の取消し」の要件に該当した場合は、助成金の交付決定が取消される場合があります。

2.9 助成金の交付

- (1) 助成事業者は、公社による現地調査等を受け、設計及び工事の請負業者等に対して助成工事に係る工事の支払いが完了し、公社より助成金確定通知書があった時点を以って、助成金交付請求書（第 14 号様式）を提出するものとします。
- (2) 公社は、助成金交付請求書の受領後、添付された領収書の確認を行い、助成事業者に助成金を交付します。
- (3) 助成金交付請求書の内容が、助成金確定通知書と違う場合、助成金の支払いが行われない場合があります。
- (4) 助成金の振込み口座は原則として助成事業者の口座としますが、共同申請の場合は、共同申請者で協議の上、助成事業者が指定するリース事業者又は ESCO 事業者の口座への振込みも可能です。

2.10 交付決定の取消し

- (1) 次のような場合には、助成金交付決定の取消しを受ける場合があります。
 - ① 虚偽申請等不正事由が発覚したとき。
 - ② 交付決定の内容又は目的に反して本助成金を使用したとき。
 - ③ 本事業にかかる都又は公社の指示に従わなかったとき。
 - ④ 交付決定を受けた者（法人にあっては代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が暴力団員等又は暴力団に該当するに至ったとき。
 - ⑤ その他助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は条例に違反したとき。
- (2) 公社は、上記によって取消しを行った場合は、速やかに当該助成事業者に通知を行います。

（取消しの具体例）

- ア 要件とする仕様を満たさない CGS を設置した場合
- イ 交付決定日前において、発注、契約等を行っていた場合
- ウ 他の都の補助金との重複受給が判明した場合
- エ 本要項及び交付要綱に明記されている、事業に必要な提出書類が提出されない場合

2.11 交付決定後の注意事項

- (1) 遂行状況調査
助成事業の実施期間において、事業の遂行状況を確認する場合があります。都又は公社から指示があった場合は、速やかな対応をお願いします。

(2) 助成金の返還

助成事業者による事業内容の虚偽申請その他違反が判明した場合、次の措置が講じられることがあります。なお、都又は公社が交付決定の取消しを行った場合において、既に交付を行った助成金があるときは、当該助成事業者は、助成金の全部又は一部を返還しなければなりません。また、助成事業者は、都又は公社からの助成金返還請求を受け、当該助成金を返還したときは助成金返還報告書（第 15 号様式）により都又は公社に報告する必要があります。

① 交付決定の取消し、助成金等の返還による加算金の納付。

② 助成事業者等の名称及び不正の内容の公表。

(3) 違約加算金

「2.9 交付決定の取消し」により助成金交付の取消しを受け、助成金の返還となった助成事業者については、助成金を受領した日から納付の日までの日数に応じ、返還すべき額につき年 10.95%の割合を乗じて計算した違約加算金を請求させていただきます。助成事業者は、違約加算金の請求を受けた場合には、これを公社に納付しなければなりません。

(4) 延滞金

助成事業者が、返還請求に応じず、返還納付期限までに助成金の返還を行わなかった場合、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付の額につき年 10.95%の割合を乗じて計算した延滞金を請求させていただきます。助成事業者は、延滞金の請求を受けた場合には、これを公社に納付しなければなりません。

(5) 他の助成金等の一時停止等

① 公社は、助成事業者に対し、本助成金の返還を請求し、助成事業者が当該本助成金、違約加算金又は遅延金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付すべき助成金その他の給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一部停止し、又は当該給付金と未納付額とを相殺するものとする。

② 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該項の規定を適用する。

(6) 財産の管理及び処分

① 助成事業者は、助成事業により取得し、整備又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」と言います。）については、本事業の実施期限の日までの間、善良な管理者の注意をもって適切に管理し、助成金の交付の目的に従ってその効率的運用を図り、処分を行ってはけません。

② 取得財産等のうち取得価格が単価 50 万円以上のものであって法定耐用年数が 10 年以上となるものを、耐用年数の期間内に処分しようとするときは、あらかじめ取得財産等処分承認申請書（第 16 号様式）を提出し、公社と協議を行い、承認を受けなければなりません。

- ③ 取得財産等の処分について承認を受け、当該取得財産等を処分した場合は、交付した助成金の全部または一部に相当する金額について公社が請求します。助成事業者は、公社から請求を受けたときは、これを返還しなければなりません。

(7) 助成事業の経理等

- ① 助成事業者は、助成事業の経理について、助成事業以外の経理と明確に区分した上で、帳簿や支出の根拠となる証拠書類をきちんと揃えておく必要があります。
- ② さらに、これら帳簿や証拠書類は、工事が完了した日の属する公社の会計年度の翌年度から 15 年間、管理・保存する義務を負っていただきます。
- ③ 平成 25 年度の税制改正により「国又は地方公共団体の補助金等で取得したものはグリーン投資減税の対象外」となりました。本助成事業を受けられますと適用できませんので、ご注意ください。

2.12 調査等、指導・助言

- (1) 都及び公社は、本事業の適切な遂行を確保するために必要があると認めた場合は、助成事業に関し報告を求め、助成事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査し、又は関係者に質問を行いますので、助成事業者は、これに協力しなければなりません。
- (2) 本事業で設置した助成対象設備について、助成事業者が適切かつ効率的な運用を行っていない場合、都及び公社は、助成事業者に対し必要な指導及び助言を行います。
- (3) 都及び公社は、助成事業の適切な執行のために、助成事業者に対し必要な指導及び助言を行う場合があります。助成事業者がこれに従わないときは、助成金交付の取り消し又は助成金の返還請求を行う場合があります。

2.13 事業効果の報告

- (1) CGS を設置した助成事業者は、毎年度 5 月末までに、発電効率及び排熱利用率の実績に関する報告書（第 4 号様式）等を提出してください。
- (2) 助成事業者のうち、一時滞在施設を確保する者は、当該施設の所在地等についてインターネットの利用その他適切な方法により、一般周知させ、上記報告書の提出と同時に、一時滞在施設の所在地等の周知の実績に関する報告書（第 5 号様式）を提出してください。
報告書の提出は、工事完了の届出を行った年度の翌年度から 2 年間提出してください。
- (3) 助成事業者は、都がこれらの報告に基づき事業者名、事業所名、その他本事業の実施に関連する事項の公表を行う場合において、当該公表に協力し、かつ、当該公表の内容について、承諾していただきます。

2.14 個人情報等の取り扱い

本事業への応募にかかる提出書類により公社が取得した助成事業者に係る個人情報及び企

業活動上の情報等（以下「個人情報等」と言います。）については、本事業の目的を達成するために必要な範囲において、都に提供させていただきます。

なお、個人情報等については、上記及び法令等により提供を求められた場合を除いては、当該助成事業者の承諾なしに、第三者に提供することはありません。

2.15 都が実施する制度・取組みについて（ご紹介）

(1) 東京都地球温暖化対策ビジネス事業者登録紹介制度

都の行う地球温暖化対策の推進に協力し、地球温暖化対策に係る知見及び技術について、温室効果ガス排出事業者に提供する事業者を、「東京都地球温暖化対策ビジネス事業者」として都に登録・紹介する制度を創設し、平成 17 年 5 月 10 日から、申請があった事業者について審査を行い「東京都地球温暖化対策ビジネス事業者」として登録しています。

【お問い合わせ先】

東京都地球温暖化防止活動推進センター 省エネ推進チーム

TEL 03-5388-3439

(2) 東京都省エネ・エネルギーマネジメント推進方針

2012 年の夏以降に継続的に取り組むべき「賢い節電」の取組方針に加え、スマートエネルギー都市の姿と、その実現を目指し都が推進する取組の方向性を取りまとめた「東京都省エネ・エネルギーマネジメント推進方針～節電の先のスマートエネルギー都市へ～」を策定しています。

本方針では、2012 年夏以降の省エネ対策の基本となる「賢い節電」について、基本原則（3 原則）や事業所向け、家庭向けの 7 か条の対策メニューを提示するなど、わかりやすく示しています。

(URL http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/energy/energy_houshin/index.html)

第17号様式別紙2-2作成用基礎資料
「2.4(1)オ エネルギー使用計画」(15ページ)の関係資料供給対象施設の電力需要計算用基礎資料-
補正係数

負荷合計容量	10kVA 以下	10kVA 超 20kVA 以下	20kVA 超 30kVA 以下	30kVA 超 40kVA 以下	40kVA 超 80kVA 以下	80kVA 超 120kVA 以下	120kVA 超
照明	0.86				0.76	0.71	0.68
コンセント	0.34	0.30	0.29	0.27			
ファンコイル	0.81	0.78	0.76	0.75			
OA	1						
冷凍機、パッケージ形空調機、 エレベータ	0.98				0.96	0.95	0.94
空調及び換気関係 (パッケージ形空調を除く)	0.83				0.79	0.76	0.75
衛生関係その他	0.21						

出典：国土交通省大臣官房官庁営繕部設備環境課監修「建築設備設計基準 平成18年度版」P83のグラフより

3 よくある質問等 (Q&A)

(1) 助成対象事業者について

Q1 病院、社会福祉施設、物流拠点、鉄道の設置者又は管理者は助成の対象となりますか？

A1 病院については、助成対象外です。また社会福祉施設・物流拠点・鉄道の設置者又は管理者が、Q4に記載された国又は地方公共団体等に属する場合は、対象外となります。個別の案件については、お問い合わせください。

Q2 中小企業しか申請できないのか？

A2 中小企業以外の事業者も対象です。

Q3 リース事業者又は ESCO 事業者は助成事業の対象となりますか？

A3 助成対象になります。「手続きの手引き」の「1.5.1.助成対象事業者」に示す、助成金の交付対象となる事業者であることが必要です。

Q4 国又は地方公共団体等とは何ですか？

A4 国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人又は国及び地方公共団体の出資若しくは費用負担の比率が50%を超える法人のことです。

Q5 共同申請を行った場合、どの事業者が助成事業となりますか？

A5 共同申請を行ったすべての事業者が助成事業者となります。

Q6 外資系企業は助成対象ですか？

A6 助成対象になります。「手続きの手引き」の「1.5.1.助成事業者」に示す、助成金の交付対象となる事業者であることが必要です。提出書類に、英文その他外国語表記の書類がある場合は、日本語訳を付けて下さい。

(2) 助成対象事業について

Q1 小規模事業でも申請できますか？

A1 公社が定める助成要件は、CGS の発電出力が合計で 50kW 以上の設備を導入する場合があります。その他、要件については、「手続きの手引き」の「1.5.2 助成対象事業」と「1.5.6 交付の条件」にて、ご確認ください。

Q2 災害時等に系統電力が途絶えた場合は、CGSの全ての電力を一時滞在施設に対して供給することが必要ですか？

A2 必ずしも全ての電力を供給する必要はありません。自らの事業継続を図りながら、一時滞在施設に準ずる施設に必要な電力を供給してください。

Q3 使用する燃料の天然ガスとは何ですか？

Q3 天然ガス又は液化天然ガスのほか、これらガスを主原料とする燃料であって、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成18年3月29日経済産業省・環境省令第3号）別表第1の第5欄に掲げる係数が天然ガスの1.1倍未満のものです。都市ガスなどがこれに該当します。

Q4 自立・分散型電源とは何ですか？

A4 平常時にあっては当該電源から電力の供給を受けて事業を行うことにより系統電力への依存度を下げることができ、災害時等にあっては系統電力が途絶えても当該電源から電力の供給を受けて事業の継続を図りながら一時滞在施設に対して必要な電力を供給することのできる電源のことです。

Q5 CGSを非常用兼用の施設に設置する場合は、助成の対象になりますか？

A5 非常用兼用の施設は、助成対象となります。

Q6 既設の発電設備やCGSを新品のCGSに更新する場合は、助成の対象になりますか？

A6 助成の対象になります。「手続きの手引き」の「1.5.2.助成対象事業」に示す全ての要件を満たすことが必要です。既設のCGSが停電対応型である場合や、更新によりCGSの出力が下がる場合など、助成の対象にはならない場合もありますのでご注意ください。

Q7 CGSを設置する場所は、オフィスビル等に該当しますが、設置する事業者がビル所有者と異なる場合は、助成対象となりますか？

A7 CGSから電力の供給を受ける場所がオフィスビル等であれば、助成対象となります。

Q8 既存ボイラと発電機をCGSに置き換えたいが、蒸気量を現状と同じにすると、発電能力が大きくなってしまいが、助成対象ですか？

A8 公社が定める「高効率なCGSであること」の条件を満たすものであれば、助成対象となります。申請時には必要蒸気量の根拠等を明示していただくようお願いします。

Q9 手引きの「1.5.2(2)① 大規模事業所の場合」の系統電力が途絶えた場合のCGSによる必要電力の供給とは？

A9 電力会社による電力供給が停止した場合は、CGSによる当該事業所の一部に電力供給を行なってください。帰宅困難者への災害情報・居住性の提供の観点から、電灯の一部、水道ポンプ及びラジオ・テレビの情報を収集できるように一部のコンセント等に電力供

給をしてください。

(3) 助成対象経費について

Q 1 申請可能な設備を具体的に教えて下さい。

A 1 助成対象経費は、設計費、設備費、工事費等です。詳細は、「手続きの手引き」の「1.5.3 の助成対象経費」の表及び注書きをご確認ください。

Q 2 助成金の交付対象とならない経費は、どのような経費ですか？

A 2 主には、次に掲げる経費です。詳細は「手続きの手引き」の「1.5.3 助成対象経費」の注書きを参照してください。

①土地の取得及び賃借に要する経費

②過剰であるとみなされるもの、汎用性のあるもの、予備若しくは将来用のもの又は本事業以外においても使用することを目的としたものに要する経費

③中古の設備に係る経費

④平成 25 年 3 月 31 日以前に発注先が決定している経費

(4) 交付の条件について

Q 1 助成対象事業に係る工事を発注する際に、入札又は複数者からの見積書の徴収が必要になるのはなぜですか？

A 1 発注先の選定にあたり公平かつ透明性を確保していただくためです。

Q 2 災害時等に系統電力が途絶えた場合において、一時滞在施設に対して必要な電力を供給しなかった場合、罰則等がありますか？

A 2 交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反することになるので、交付の決定を取消します。既に交付を行った助成金があるときには、助成金の返還と違約加算金の納付をしていただきます。ただし、災害等により施設が損壊したなどその他やむを得ない理由によって、一時滞在施設に対して必要な電力を供給できなかった場合は、この限りではありません。

Q 3 契約電力が非常に高く、他の月の最大電力の 3 倍以上もあるので、契約電力の 10%以上となると、実質的に通常月の 30%の CGS を導入しなければならないことになりますが、何らかの対応策はありませんか？

A 3 契約電力が他の月と比べて非常に高いと言うことは、該当月の最大電力抑制対策が、まず必要（空調起動の順次起動やピーク電力時の短期間の空調の輪番停止等）です。契約電力の 10%の CGS 発電出力では、熱需要が不足する等、電力・熱需要バランスが著し

く歪になる場合は、電力を供給するエリアを限定して、電力の供給と熱需要のバランスを取る方法があります。詳細については、ご相談ください。

Q4 本助成金以外に助成金その他の給付金を受給することは可能ですか？

A4 本助成金以外に都の助成金その他の給付金等を受給することは認めていません。国や他の地方公共団体の助成金その他の給付金等を受給することは可能です。このとき、CGSに係る経費に関しては、助成対象経費の1/2を上回って受給することは出来ませんのでご注意ください。

Q5 交付要綱第4条の助成対象事業の条件として発電出力50kW以上、かつビル全体の契約電力又は供給対象施設の祭壇電力需要の10%以上であることとなっていますが、新築の場合は、電力契約を締結していませんので、どの数値を使用したらよいのでしょうか？また、増築の場合は、契約電力はありますが、増築による契約電力増加が見込まれますので、この取扱いはどうするのでしょうか？

A5 まず、新築の場合は、使用する負荷設備（電気設備）及び受電設備の内容、設備の管理運営方針、同一業種の負荷率、操業度等から想定される最大電力を契約電力と見做します。また増築の場合は、既存施設については、現行の契約電力を使用し、増築分については、新築と同様の方法で算出した想定最大電力を使用して既存分と増築分を合わせたものを増築後の想定契約電力と見做します。

Q6 リース契約期間は、法定耐用年数以内でも可能ですか？

A6 リース契約期間については、法定耐用年数以内でも可能です。しかしながら、本事業の助成金を受けた設備については、その法定耐用年数期間内（CGSについては15年）の適切な管理と処分制限が設けられています。そのため、法定耐用年数期間内は、リース契約期間後において、ビル所有者等への譲渡又は再リース契約等を締結いただく必要があります。

Q7 「レンタル」、「割賦」等の契約でも申請可能ですか？

A7 「割賦」による契約は助成対象ですが、「レンタル」については助成対象となりません。ただし、法定耐用年数以上同一の場所で同一の利用者が使用するものと認められる場合は、対象とします。
また、レンタル料金は、助成金分が減額されていることを証明できる書類を提出してください。

Q8 法定耐用年数は、どのようにして調べられますか？

A8 財務省令の別表「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」をご参照ください。

(5) 申請について

Q 1 申請書類の様式は郵送してもらえますか？

A 1 公社のホームページから、無料でダウンロードできますので、こちらをご利用ください。
ホームページアドレス (<http://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/cogene/download/>)

Q 2 助成金の交付決定は、先着順ですか？

A 2 交付の決定は先着順ではありません。募集期間内で応募のあった申請について、審査を行い交付決定いたします。

Q 3 提出書類の提出方法について教えてください。

A 3 提出の際には、公社へ事前連絡をし、公社へ持参してください。

Q 4 CGS を共有する場合は、どのように申請すればよいのですか？

A 4 代表者を決めて 1 事業所としての申請してください。このとき、共有者の中で一者でも助成対象事業者とならない事業者がいた場合は、本事業の対象外となります。共有者全員から「区分所有者等の申請に係る同意書」(第 18 号様式)の提出が必要となります。

Q 5 交付決定前の事業開始も助成対象となりますか？

A 5 交付決定後の事業開始が原則条件です。ただし、平成 25 年度第一回募集期間については、平成 25 年 4 月 1 日から開始した事業も助成対象となります。また、事業開始については、不交付のリスク(審査の結果、不交付決定となる可能性があるということ)を事業者が負うことを前提とした申請対象となります。

Q 6 同じ申請者が異なる複数の事業を申請することは可能か？

A 6 1 施設 1 申請を原則とします。よって、事業所が異なれば可能ですが、助成金を多くの事業者の方々に活用して頂く趣旨から、複数分については、審査の時点で不交付となる可能性があります。

Q 7 申請時の見積書は、設計会社のもので良いのか？

A 7 見積内容が適切であれば、参考見積で結構です。ただし、見積書には設計会社名と見積作成者の担当印及び社印が必要です。

ただし、申請前に契約等を実施している場合(25 年 4 月 1 日以降)は、見積依頼書と複数者から決定した業者の見積書を添付してください。

助成事業の実施に当り、売買、請負その他の契約を行う場合は、入札、3 者以上からの見積書の徴収その他の方法により競争に付さなければなりません。ただし、当該助成事業の運営上、競争に付すことが著しく困難又は不適切な場合は、この限りではありません。詳細は、クール・ネット東京までお問い合わせください。

Q8 ビル等、助成対象外設備が見積書の中に含まれる場合の対応は？

A8 一括で見積書が作成されている場合は、見積書を対象外と対象設備とに区分（機器、工事及び諸経費）して頂く必要があります。助成対象経費として申請した中に、助成対象外の費用が含まれる場合は、全て助成対象外となりますので、ご注意ください。

Q9 助成対象と助成対象外工事等が発生する場合の契約・発注の仕方はどうするのか？

A9 工事等の契約・支払に当っては、助成対象となる工事等と助成対象外の工事等それぞれに係る費用が明確に分かるようにしてください。助成対象分と助成対象外分は、分離して発注・契約することが望ましいです。なお、助成対象外分を含めた全体工事を一括で契約する方が合理的である等の理由により、一括契約で処理する場合においても、それぞれの実施内容及び金額等が明確に確認できる形態にしてください。（助成対象内外の判明ができない場合は、助成金が支払われないことがあります。）

Q10 リースでの申請を検討している。全てリースになるので、当社はお金を払わないが、共同申請しなければならないのか？

A10 共同申請する必要があります。お金の支払いの有無に関わらず、リース会社と実質的な助成金の受益者である設備使用者の共同申請となります。

Q11 シェアード・セービング ESCO 事業とリース契約の組合せを検討しているが、どの事業者と共同申請となるのか？

A11 リース事業者、ESCO 事業者及び設備使用者であるビル所有者の3社の共同申請となります。

Q12 ギャランティード・セイビング ESCO 事業で、申請を検討しているが、ESCO 事業者との共同申請となるか？

A12 ギャランティード・セイビング ESCO 事業の場合は、所有権がビル所有者等に属しますので、ビル所有者等の単独申請となります。

Q13 熱供給事業者が、助成対象設備を所有する場合は、ビル所有者等との共同申請となるか？

A13 熱供給事業者が、ビル内若しくはビルの外に設備を設置して、該当ビルに熱及び電気を供給する場合は、熱供給事業者の単独申請となります。ただし、該当ビルのビル所有者等の「助成対象事業の実施に係る同意書」（第19号様式）の添付が必要です。

Q14 子会社に貸している商業施設での設備更新を検討している。費用は当社（親会社）が負担する場合、子会社との共同申請となるか？また逆の場合はどうなるのか？

A14 まずビル所有が親会社で、助成対象設備の所有者も同一企業であれば、ビル所有者の単独申請となります。

次に子会社が設備を所有し、その更新をする場合は、子会社が申請者となり、親会社であるビル所有者から、「助成対象事業の実施に係る同意書」(第 19 号様式)の提出が必要です。なお、利害関係が多数存在するなどの場合は、事前にクール・ネット東京にご相談ください。

Q15 リースでの申請を検討している。全てリースになるので、当社はお金を払わないが、助成対象事業に要する経費等内訳書や申請者別の資金調達計画の添付が必要か？

A15 資金計画、経費内訳書申請に必要な書類は全て必要です。

Q16 ESCO 事業者が設備をリースバックするスキームの事業を検討している。共同申請者である ESCO 事業者からリース事業者への売却に対して、利益控除は必要か？

A16 必要です。個別にご相談ください。

(リースバック：自分で購入したものをリース会社に売却し、自ら売却したもののリースを受けること)

Q17 申請締め切後から交付決定までの間に審査状況について確認は可能か？

A17 個々の審査状況については、お答えできませんが、全体の予算に対する申請状況についての回答は可能です。

Q18 エネルギー管理指定工場ではないので、定期報告書がない。「エネルギー使用量実績の確証」とは何を提出すればいいのか？

A18 エネルギー管理指定工場でない場合は、例えばガス・電気会社等から発行されている月々の請求書の写し(電力の使用量が明記されている)などを提出してください。月々の積算値が「年間エネルギー使用量」となります。

なお、インターネットで入手できる「シェープアップカルテ」等は、電力使用量等が記載されていても、確証の書類とは認められませんので、ご注意ください。

Q19 年間エネルギー使用量のスパン(年度)は、自社の事業年度設定期間でいいか？

A19 交付申請時に提出していただく年間エネルギー使用量のスパンは、4 月から翌年の 3 月までの 1 年間を年度としたもので、作成提出してください。このデータは、申請時の実績値も同様です。

Q20 「助成対象事業の実施に係る同意書」(第 19 号様式)はどのような場合に必要か？

A20 オフィスビル等(業務用ビル・商業施設など)のビル所有者と CGS 関連設備の所有者が異なる場合で、ビルの使用者が申請するケースにおいて、ビルの所有者から CGS 関連設備のビル内への設置等について、同意する旨の書類が必要となります。これは、大規模事業所の場合などビルの所有者には、一時滞在施設の設置をお願いしていますので、ビルの所有者が本助成事業の趣旨を理解されていることが前提となるからです。

Q21 「交付申請書の鑑（1枚目）」（第1号様式）の作成に注意すべきことはあるか？

A21 ①申請事業者名、住所、代表者役職名、代表者氏名が商業登記簿謄本のとおりとなっているかを確認します。

②捺印は登録印（代表者印として法務的に印鑑登録を行っている印章）を使用してください。

Q22 何故、見積依頼書は書面による依頼に限定されているのか？

A22 申請開始前に契約等を行っている場合のみ、見積依頼書が必要となります。「助成事業開始届」（第6号様式）には、全ての助成事業者は、見積依頼書、複数者の見積書の提出が必要となります。

なお、「手続きの手引き」の公表前に見積依頼を行っている場合は、本内容の周知前でするので、口頭での見積依頼も例外的に認めることにします。

Q23 発注先選定理由書とは何ですか？

A23 発注先の選定にあたり、助成事業の運営上、競争入札（又は複数者の相見積）が著しく困難又は不適切である場合、予めセンターに発注先選定理由書を提出が必要です。

なお、理由書の内容や提出の時期によりセンターにて否認され、該当部が助成の対象から除外となる場合がありますので注意してください。

提出時期は、

- ・交付申請時すでに該当している場合、申請書に添付必要
- ・申請後に該当することになる場合、至急提出し契約前に公社審査担当者の了解を得てください。契約後に発覚した場合は、対象外となる場合もあります。

(6) 交付決定後について

Q1 助成事業の開始日を契約日としているが、複数の業者と契約締結する場合、事業の開始日は、何時になるのですか？

A1 助成事業を構成する工事等のうち、最初の契約締結が事業開始日となります。なお、助成対象設備を含む工事契約の最初の契約をもって、工事開始日となります。

Q2 助成金は、いつ支払われますか？

A2 助成事業者は、工事完了後すみやかに「実績報告書」（第12号様式）を公社に提出し、公社による完了の確認を受ける必要があります。公社は、当該事業が適正に完了していると判断した場合、助成金確定通知書を送付します。助成事業者は、「助成金確定通知書」（第13号様式）受領後、「助成金交付請求書」（第14号様式）に工事代金支払いの領収書を添えて公社に提出します。公社はそれを受けて助成金を支払います。

Q3 CGSの「発電効率及び排熱利用率の実績に関する報告書」（第4号様式）は、いつ提出する必要がありますか？

A3 「発電効率及び排熱利用率の実績に関する報告書」の提出は「実績報告書」（第12号様式）の届出を行った年度の翌年度から2年間、毎年5月末までに、前年度の実績につい

て報告書を提出してください。

なお、初年度には、「一時滞在施設の所在地等の周知の実績に関する報告書」（第 5 号様式）も忘れずに、提出してください。

Q 4 規模が大きな発電設備の導入を計画しています。助成事業期間の要件を教えてください。

A 4 本事業では、平成 25 年度から 29 年度の 5 年間に、毎年度 2 回（上半期・下半期）の申請受付期間（申請受付回数は計 10 回となります。）を設けます。助成対象事業は、平成 31 年 12 月 27 日までに、CGS の設置工事を完了し、「実績報告書」（第 12 号様式）が提出でき、公社が定める助成金申請様式を作成提出できる案件となります。なお、本事業の総予算 30 億円を超えた申請受付回をもって、本事業による助成金募集は終了します。

Q 5 本事業では、助成事業に係る工事が完了したときは、速やかに助成事業に係る「実績報告書」（第 12 号様式）を公社に提出することとされています。複数の設備導入を行う場合、工事の完了とは、最後の 1 台の工事を終了した時点となるのですか？

A 5 本事業では、助成事業に係る工事の完了後に提出する「実績報告書」について、提出期限を遅くとも平成 31 年 12 月 27 日までとしています。この場合の工事の完了とは、助成申請事業に係る最後の 1 台の工事を終了した時点となります。公社は、当該「実績報告書」について書類の審査及び現地調査等を行い、助成事業の内容が交付決定の内容及びこれに付した条件等に適合すると認められたときに、交付すべき助成金の額を確定し、その旨を通知します。

なお、助成事業者は、公社より「助成金確定通知書」（第 13 号様式）を受領するとともに、設計及び工事の請負業者等に対して全ての工事検収に加え、支払いが完了し、領収書の発行等がされた時点で、「助成金交付請求書」（第 14 号様式）を提出するものとします。

Q 6 平成 31 年 12 月 27 日までに事業を完了できない場合、どうしたらいいのですか？

A 6 助成金の交付期限が決められていますので、平成 31 年 12 月 27 日の期限は、厳守しなければなりません。12 月 27 日以降に完了予定がずれ込む場合は、原則助成事業廃止申請書の提出が必要です。仔細については、ご相談ください。

Q 7 交付決定後、対象設備のメーカーを変更することは可能ですか？

A 7 申請時点では契約前ですので、メーカーまで確定するものではありません。「助成事業計画変更申請書」（第 8 号様式）を提出してください。

Q 8 「発電効率及び排熱利用率の実績に関する報告書」は何年間提出が必要か？

A 8 「実績報告書」（第 12 号様式）に記載された完了日の属する年度の翌年度から起算して 2 年間の継続した月別に計測されたデータが必要です。このデータに基づき各年度の「発電効率及び排熱利用率の実績に関する報告書」を提出していただきます。

Q9 何故、見積依頼書は書面による依頼に限定されているのか？

A9 入札条件を見積提出業者に周知徹底させ、見積仕様等に間違いがないようにすることと、発注先の選定にあたり、競争入札（又は複数者の相見積）を徹底するためです。

Q10 発注先選定理由書とは何ですか？

A10 発注先の選定にあたり、助成事業の運営上、競争入札（又は複数者の相見積）が著しく困難又は不適切である場合、予めセンターに発注先選定理由書を提出する必要があります。

なお、理由書の内容や提出の時期によりセンターにて否認され、該当部が助成の対象から除外となる場合がありますので注意してください。

申請後に該当することになる場合、至急提出し契約前に公社審査担当者の了解を得てください。契約後に発覚した場合は、対象外となる場合もあります。

Q11 どのような理由であれば随意契約が認められるか？

A11 競争入札（又は複数者の相見積）が原則です。どうしても困難又は不適切である場合のみ例外的に随意契約が認められるとお考えください。

以下の場合には認められない場合もありますので、ご注意ください。

- ・仕様を満たす機器が特定メーカーに限定され、直接見積を取るのが最も安価

⇒あくまで複数者の見積が必要です。代理店、商社等他社からも見積書を入手してください。

- ・導入したい機器の代理店であるため

⇒見積書を該当事業者自身が提出する場合は、利益排除を行って、随意契約することとなります。

⇒見積書がメーカーから直接提出される場合は、他の代理店、商社等からも見積書を入手してください。

Q12 ガス工事の随意契約が認められるのは、どのような場合か？

A12 ガス工事の契約時点において、年間ガス契約量が 10 万 m³未満（46MJ/m³換算）の助成事業者は、敷地内ガス管敷設工事についてガス供給事業者との随意契約を特別認めています（発注先選定理由書不要）。ガス工事であっても商社、設備会社などとの契約を予定している場合は、競争入札（又は複数者の相見積）となります。

Q13 関係会社からの調達については利益相当分を控除するとあるが、関係会社の規定は？

A13 助成事業者が以下（1）～（3）の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合も含む）、利益等排除の対象となります。

利益控除の対象範囲には、財務諸表等規則第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社を言います。

（1）助成対象事業者自身

（2）100%同一資本に属するグループ企業

(3) 助成事業者の関係会社（除く（2））

※財務諸表等規則第8条における定義

・「子会社」

(1) 議決権の過半数を実質的に所有している。

(2) 議決権の40～50%を所有し、且つ、役員派遣、契約、融資等で意思決定機関を支配している。

・「関連会社」

法の規定により財務諸表を提出すべき会社の（1）親会社（2）子会社（3）関連会社（4）財務諸表提出会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社

Q14 申請の撤回をする場合、交付決定後14日以内とあるが、それ以降で取り下げが必要となった場合の対応はどうか？

A14 「申請撤回届出書」（第7号様式）の提出期限は、「助成金交付決定通知書」（第2号様式）を受領して14日以内に、交付決定内容又はこれに付された条件に対する異議があるなど、やむを得ない事由がある場合の期限です。事態の変化により取り下げが必要となった場合は、「助成事業廃止申請書」（第11号様式）を提出してください。

Q15 排熱利用設備（ジェネリンク・排熱ボイラ等）は、既設を利用し、CGS 本体だけのリプレースを申請する場合、エネルギー利用効率の計算や申請範囲はどうすればよい？

A15 新設の場合と同様に記載している内容で発電効率及び排熱利用率を計算してください。助成対象範囲は、CGS 本体及び CGS 本体と排熱利用設備をつなぐ工事費となります。工事費については、既設排熱利用設備も対象と考えて、対象設備をつなぐ工事費は対象とします。

Q16 電力協議は、どの程度の内容が必要？

A16 新築ビル等では、申請時点において、電力協議は整っていることは難しいと思われますので、「今後どこ電力会社何支店と何時ごろから、どのような形で電力協議を行うか」を記載してください。工事完了時には、電力協議は整っているべきなので、協議結果の写しを提出していただきます。

Q17 燃料使用量は専用ガスメーターであれば、取引用メーターでもよい？管理用ガスメーターの取り付けが必要？

A17 専用ガスメーターであれば、取引用メーターでも構いませんが、将来メインのガス配管から分岐して他のガス設備を使用する場合には、管理用ガスメーター等の取り付けが必要です。また、排熱利用設備でガスを追い炊きする場合は、別のメーターを設置し、CGS と排熱利用設備の双方にガスメーターの設置をお願いします。（専用にしないと CGS の排熱利用率の計算に狂いが生じます。）

なお、ガス配管は公道からの受入配管図（アイソメ図）及び各所のガス配管図の添付が必要です。CGS や排熱ボイラに使用されるガス量が特定できているかを確認できる図

面が必要です。

(7) その他

Q1 助成金の前払いや中間払いの制度はありますか？

A1 前払いや中間払いの制度はありません。工事完了後に事業に要した経費を確定させ、請求を受けた後に支払を行う精算払いとなります。なお、事業遂行のための借入金に対する利息は助成対象になりません。

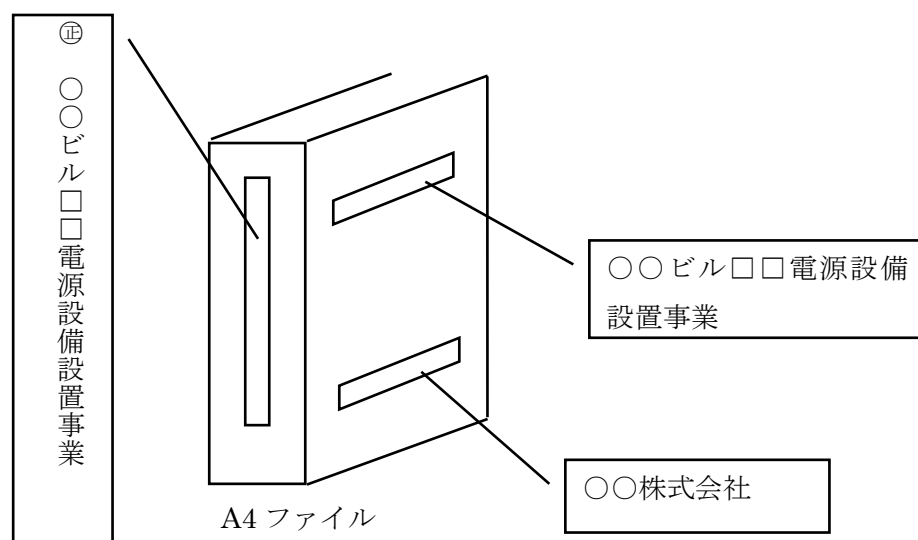
Q2 申請書類の作成等に必要な経費は、公社に請求できますか？

A2 公社への請求はできません。書類作成に要する経費及び公社へ書類を提出するのに必要な交通費等は、事業者にご負担していただきます。

4 申請書類作成要領

- (1) 申請書類は、A4 ファイル綴じとします。
- (2) 表紙には事業の名称と事業者名を記入してください。
- (3) 背表紙には事業の名称を記入してください。

(イメージ図)



- (4) ファイルに綴る各資料の前には、インデックス付の中仕切りを挿入してください。(資料自体にインデックスをつけないでください。)
- (5) ファイルには次の順番で資料を綴ってください。
 - ・表紙
 - ・申請書類チェックリスト
 - ① 助成金交付申請書（第 1 号様式）及び別紙 2（誓約関係）
 - ② 助成金交付申請内訳書（第 1 号様式別紙）
 - ③ 助成事業実施計画書（第 17 号様式）
 - ④ 区分所有者等の申請に係る同意書（第 18 号様式）（必要な場合のみ）
 - ⑤ 助成対象事業に実施に係る同意書（第 19 号様式）（必要な場合のみ）
 - ⑥ 参考見積書
 - ⑦ 商業（法人）登記簿謄本
 - ⑧ 建物登記簿謄本
 - ⑨ 決算報告書

- ⑩ 納税証明書
- ⑪ 会社・事業所概要書（パンフレット、地図等）
- ⑫ 施設平面図・機器配置図
- ⑬ システムフロー図
- ⑭ 単線結線図・配線配管計画図
- ⑮ 契約電力等根拠資料
- ⑯ リース契約書等（案）
- ⑰ 料金計算書（案）
- ⑱ 東京都ビジネス事業者登録証（ESCO 事業者）
- ⑲ 現況を示す写真
- ⑳ 想定機器カタログ
- ㉑ 災害時の一時滞在施設への電力供給に関する同意書（参考様式）

様式一覧表

第1号様式	: 助成金交付申請書
第1号様式別紙1	: 助成金交付申請内訳書
第2号様式	: 助成金交付決定通知書（別紙有）
第3号様式	: 助成金不交付決定通知書
第4号様式	: 発電効率及び排熱利用率の実績に関する報告書
第5号様式	: 一時滞在施設の所在地等の周知の実績に関する報告書
第6号様式	: 助成事業開始届（別紙有）
第7号様式	: 助成金交付申請撤回届出書
第8号様式	: 助成事業計画変更申請書（別紙有）
第9号様式	: 住所等の変更届出書
第10号様式	: 工事遅延等報告書
第11号様式	: 助成事業廃止申請書
第12号様式	: 実績報告書（別紙有）
第13号様式	: 助成金確定通知書（別紙有）
第14号様式	: 助成金交付請求書（別紙有）
第15号様式	: 助成金返還報告書
第16号様式	: 取得財産等処分承認申請書
第17号様式	: 助成事業実施計画書
第18号様式	: 区分所有者等の申請に係る同意書
第19号様式	: 助成対象事業の実施に係る同意書

オフィスビル等事業所の創エネ・エネルギーマネジメント促進事業

助成金交付申請関係書類

助成対象事業の名称

〇〇ビル CGS 導入事業

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(助成対象事業者)

山菱物産 株式会社

(ESCO 事業者)

株式会社 省エネ

(リース事業者)

△△リース 株式会社

【記入例】

申請書類チェックリスト

項目	確認欄
事業の名称	〇〇ビル□□電源設備設置事業
事業者名	山菱物産 株式会社
申請単位	☐ 単独 ☒ 共同(☐ リース ☐ ESCO)

(1)様式関係

No.	書類	部数		備考	確認欄
		正本	副本		
①	助成金交付申請書	正	写し	第1号様式鑑:申請書本書 第1号様式別紙2:誓約内容	レ
②	助成金交付申請内訳書	正	写し	第1号様式:別紙1 表計算ソフトを使用すること	レ
③	助成事業実施計画書 (助成事業工程表を含む)	正	写し	第17号様式	レ
④	区分所有者等の申請に係る同意書	正	写し	第18号様式	ー
⑤	助成対象事業の実施に係る同意書	正	写し	第19号様式	レ

(2)別添資料

No.	書類	部数		備考	確認欄
		正本	副本		
⑥	参考見積書	正	写し	所定の書式に合わせた見積書を添付してください。 業者の詳細見積書を添付し、必要に応じて内訳明細書を作成してください。 なお、申請書受領後にセンター担当者から、見積書・見積内訳書等の電子データ提出を要請する場合がありますので、ご準備しておいてください。	レ
⑦	商業(法人)登記簿謄本	正	写し	申請者全員分が必要です。 発行後 3 か月以内のもの	レ
⑧	建物登記簿謄本	正	写し	助成対象設備を設置する建物分 ・ 発行後 3 か月以内のもの ・ 表題部及び権利部の記載があるもの なお、新築の場合は、建築確認申請済証等	レ
⑨	決算書	正	写し	申請者全員分が必要です。 ・ 確定申告書(受領印付)の写し(3 年分) ・ 経営状態、会社情報が確認できるもの(事業報告書など) ・ 決算報告書(貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書)を直近 3 か年分	レ
⑩	納税証明書	正	写し	申請者全員分が必要です。 ・ 事業税(都税事務所発行のもの)を直近 3 か年分	レ

平成25年度 手続きの手引き

⑪	会社・事業所概要書 (パンフレット等)	正	写し	申請者全員分が必要です。 ・ 株主総会の事業報告など会社概要が 確認できるもの ・ 会社、事業所の事業内容が確認でき るもの	レ
⑫	施設平面図・機器配置図	正	写し	助成対象となる機器の配置場所を確認で きるもの	レ
⑬	システムフロー図	正	写し	助成対象となる設備間の関係性や燃料、 電気、熱の流れが確認できるもの	レ
⑭	単線結線図	正	写し	助成対象となる電気設備を確認できるも の	レ
⑮	契約電力等根拠資料	正	写し	供給対象施設の電力需要計算書に使用 した根拠資料等	レ
⑯	リース契約書等(案)	写し	写し	リース事業者、ESCO 事業者との共 同申請を行った場合に提出	レ
⑰	料金計算書	写し	写し	助成金が交付された場合の減額調整 後の料金が確認できるもの	レ
⑱	東京都ビジネス事業者登 録通知書	写し	写し	ESCO 事業者が申請を行った場合に 提出	レ
⑲	現況を示す写真	正	写し	既存設備がある場合は、既存設備 (設置位置・性能・メーカー名・型式・ 製造年月等)が確認できるもの	レ
⑳	想定機器カタログ	正	写し	設置する機器の性能等が分かるも の。 対象機器はメーカー等で区別するこ と。	レ
㉑	災害時の一時滞在施設へ の電力供給に関する同意 書	正	写し	参考書式	レ

第1号様式（第9条関係）

平成 25 年 7 月 19 日

公益財団法人 東京都環境公社理事長 殿

申請日を記入してください

（助成対象事業者）

住 所 東京都千代田区大手町×丁目△番地
 事業者名 ○○物産株式会社
 氏 名 代表取締役 東京 太郎 ㊟

（E S C事業者）

住 所 北海道札幌市薄野2丁目2番地2号
 会社名 株式会社 ×△○□
 氏 名 代表取締役社長 環境 三郎 ㊟

（リース事業者）

住 所 GGGGGGGGGGGGGGGGGG
 会社名 ●●リー株式会社
 氏 名 AAAAAA 金野 弘子 ㊟

本申請書類作成要領は、対象事業者、事業者、リース事業者及び熱供給事業者の四者申請の場合を想定して記載しています。

助成金交付申請書

オフィスビル等事業所の創エネ・エネルギーマネジメント要綱（平成25年6月17日付25都環公総地第413号）第9条の2に基づき、助成金の交付について関係書類を添えて、次のとおり申請します。

別紙の助成金交付申請書と合わせてください。

事業の名称	○○ビルCGS導入事業		
事業所の名称	○○ビル		
事業所の所在地	〒175-0018 東京都文京区小石川 ●丁目▼番地		
助成金交付申請額	（1）助成事業に要する経費	500,000	円
	（2）助成対象経費	450,000	円
	（3）助成金交付申請額	225,000	円
導入する自立・分散型の定格容量		800	kW
供給対象施設の最大需要電力		5,000	kW
総括的連絡先	会社名	株式会社 ×△○□	
	部課名	A×○課	
	担当者氏名	環境 志朗	
	（電話番号	03-2345-6789	
	（携帯電話	090-2345-6789	
	（Eメール	0000000000000000	
※受付欄	東京都及び公社から確実に連絡が取れる担当者の連絡先を記載してください。（担当者は、助成金対象共1種申請者の内1名です。）		

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

（日本工業規格A列4番）

第1号様式:別紙
事業者名

助成金交付申請内訳書(1/2)

設備区分		①助成事業に要する経費 (千円)			②本助成 金以外の 助成金又は給付金 の有無	③助成 対象 経費 (千円)	④本助成金 以外の助成 金又は給付 金の額 (千円)
		単価	数量	経費			
助 成 対 象	コジェネレーション設備	—	—	369,387.0	○	369,387	225,000
	機器(発電◎●kW・熱▲▽kW・燃料×●kW)	150,000.0	2	300,000.0			
	付属品	15,000.0	1	15,000.0			
	工事費	54,387.0	1	54,387.0			
	低温吸収式冷温水発生機	—	—	139,167.0	○	139,167	50,000
	機器(冷房◎●kW・暖房▲▽kW・COP◆◇)	75,000.0	1	75,000.0			
	付属品	18,433.0	1	18,433.0			
	工事費	45,734.0	1	45,734.0			
	設計費用	—	—	50,000.7	×	50,001	
	●○	50,000.7	1	50,000.7			

本内訳書では一式計上していても、業者見積書には詳細が記載されていることが必要です。

【記載例】

第1号様式：別紙
事業者名

助成金交付申請内(記書2)

設備区分		① 助 成 事 業 に 要 す る (千 円)			②本助成 金以外の 助成金又は 給付金 の有無	③助成対 象 経費 (千円)	④本助成金 以外の助成 金又は給付 金の額 (千円)
		単価	数量	経費			
助 成 対 象 設 備		—	—				
	⑨合計				6 3 8 , 5 4 7	6 3 8 , 5 4 7	5 5 2 1 7 5 ,
⑩助成対象経費合計額(③の合計)×1/2					3 0 0 , 0 0 0	千円0	
⑪交付申請額 (⑩－本助成金以外の助成金又は給付金の額の 合計(④の合計))					25,000	千円	
助 成 対 象 外 設 備	そ の 他 工 事 費	—	—	5,000.0			
	基本設計費	5,000.0	1	5,000.0			
	諸経費	—	—	2,890.5			
	交通費	2,154.8	1	2,154.8			
	安全対策費	500.8	1	500.8			
	公的申請・届出費用	234.9	1	234.9			
総工事合計				6 4 6 , 4 4 5 . 2 1 6			
消費税等相当額				3 2 , 3 2 2 . 2 6 0			
推定総工事金額 (助 成 事 業 に 要 す る 経 費)				6 7 8 , 7 6 7 . 4 7 6			

Version 2013-5-1

(注)⑩の額が実施要綱第4条の第1項(5)に定める助成金額の限度額を超える時は、限度額を記入すること。

第17号様式 その1

助成事業実施計画書

1. 事業の概要

(1)	事業の名称	〇〇ビルCGS導入事業
(2)	事業所の名称※	〇〇ビル
(3)	事業所の所在地※	〒175-0018 東京都
(4)	概要	常用型自立・分散型電 1 CGS AAA社製型番〇〇〇-123:2台(電力出力200kW) AAA社製型番〇〇〇-125:1台(電力出力400kW) 2 低温吸収式冷温水発生機 BBB社製型番△△△-456:1台(冷房能力50kW、暖房能力80kW) 3 排熱回収温水加熱ボイラー CCC社製型番◇◇◇-789:1台(加熱能力100kW) 4 冷温水ポンプ等付属設備 DDD社製冷水ポンプ型番□□□-159:2台(15kW/台) DDD社製温水ポンプ型番□□□-150:2台(15kW/台) DDD社製冷却水ポンプ型番□□□-160:1台(30kW/台) 5 排熱回収温水タンク等付属設備 EEE社製温水タンク(保温加工):1台(30m³)

※ 複数事業所がある場合は、主要な1箇所の名称のみを記載し、その他〇〇箇所と記載すること。また、所在地については、主要な1箇所の所在地を記載すること。

2. 事業者及び連絡先

(1) 本事業における総括的連絡先

注) 事業全般の内容について、総括的対応が可能であるとともに、申請者に係る公社からの指示に対して、一元的な窓口を担う連絡先を記載すること。

会社名(事業者名)	株式会社 ×△〇□		
会社所在地	〒243-0036	北海道札幌市薄野2丁目2番地2号	
代表者役職名と氏名	代表取締役社長	環境	総括的連絡先には、公社から問い合わせ等を行いますので、第一号様式に記載した担当者及び連絡先と必ず合わせてください。
部署名	A×〇課		
窓口担当者氏名	環境 志朗		
連絡先	電話番号	03-2345-XXXX	
	携帯電話	090-2345-XXXX	
	FAX番号	03-2345-6666	
	E-mailアドレス	OOOOOOOOOOOOOO	

(日本工業規格A列4番)

注) 単独申請の場合は、本様式(第16号様式 その2)は提出不要です。
また共同申請で、総括的連絡先を記載している場合は、総括的連絡先と同一の事業者は記載不要です。

注) 詳細は、別紙1その1～5に記載すること。但し、その4、5は対象となる場合のみ添付すること。

添付書類：①商業登記簿謄本（個人事業主の場合は、開業届の写し等、業種、設立年月日が証明される書類）、②決算報告書（直近3か年分）、③納税証明書、④会社概要書（パンフレット等）

注) 詳細は、別紙1その6に記載すること。

添付書類：①商業登記簿謄本、②決算報告書（直近3か年分）、③納税証明書、④会社概要書（パンフレット）、⑤ESCO契約書（案）、⑥ESCO料金計算書（案）、⑦東京ビジネス事業者の登録通知書

添付書類: ①商業登記簿謄本、②決算報告書(直近3か年分)、③納税証明書、④会社概要書(パンフレット)、⑤リース(又は割賦販売)契約書(案)、⑥リース料金(又は割賦販売価格)計算書(案)

第17号様式 その2-2

(5) 電気主任技術者連絡先

会社名	〇〇物産 株式会社		
住 所	東京都文京区小石川●丁目▼番地-××●		
部署名	施設部施設課		
担当者役職名	係長		
担当者氏名	●● ◎◎		
電話番号	電話	03-4567-8901	FAX 03-4567-8888
E-mailアドレス	MMMMMMMMMMMMMM		

注) 契約電力500kW以上の大規模事業所のみ記載してください。

第17号様式 その3

3. 事業所の概要

3.1 事業所の概要

ふりがな	まるまるびる			
事業所の名称※	〇〇ビル			
事業所の所在地	〒175-0018 文京区小石川 ●丁目▼番地-xx●			
建物の用途	事務所等	3,500 m ²	学校等	500 m ²
	住宅等	m ²	飲食店等	800 m ²
	ホテル等	1,500 m ²	集会所等	m ²
	病院等	500 m ²	工場等	500 m ²
	百貨店等	m ²	その他	500 m ²
建築階数	地上	15 階	地下	3 階
建物の延床面積	7,800 m ²			
建物竣工年月	2018年2月			
建物の所有形態	自己所有	○	他人所有	

※ 事業所の名称には、必ず建物名を記載して、その後に事業所名を記載すること。

3.2 環境に関する規制基準

(1) 騒音

騒音規制法の該当する区域名を記載してください。

種別	時間の区分	規制基準	
第3種 区域	6:00～8:00	55	dB
	8:00～19:00	60	
	19:00～23:00	55	
	23:00～翌日6:00	50	

(2) 振動

振動規制法の該当する区域名を記載してください。

種別	時間の区分	規制基準	
第2種 区域	9:00～19:00	65	dB
	19:00～翌日8:00	60	

(3) 窒素酸化物

大気汚染防止法の該当する施設名を記載してください。

施設の種類の	規制基準	
ガス機関	600	ppm

(日本工業規格A列4番)

第17号様式 その4-1

4. 実施計画

4.1 計画概要

(1) 計画の概要

事業費	助成事業に要する経費	①	500,000	千円
	助成対象経費 ^{※1}	②	450,000	千円
	助成金交付申請額	③	225,000	千円
自立・分散型電源 の概要	電力出力		800	kW
	排ガス回収熱		650	kW
			2.34	GJ
	燃料消費		2,100	kW
			168	m ³ _N /h
	燃料の種類		都市ガス (13A)	
	燃料供給会社名		東京ガス	
	燃料の炭素換算係数		0.0138	
	燃料の炭素換算係数比率 ^{※1}	1.1 >	1.00	
	発電効率		42	%
	排熱利用率		32	%
	総合効率		87	%
	2.17×発電効率+排熱利用率		89.2	%
	定格電圧		6.6	kV
	定格周波数		50	Hz
供給対象施設の最大電力需要			5,000	kW
最大電力需要に対する自立・分散型電源の出力の割合			16.0	%
一時滞在施設の規模	受け入れる帰宅困難者数(想定)		1,000	人
	面積		3,000	m ²
工事完了予定			2015年3月	
備考				

※ 1 特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令(平成18年3月29日経済産業省・環境省令第3号)別表第1の第5欄に掲げる天然ガスの燃料換算係数(t・c/GJ)はB=0.0138です。ガス供給会社の燃料換算係数をAとして、A/B計算値を燃料の炭素換算係数比率に記載してください。

第17号様式 その4-2

4. 実施計画

4.1 計画概要

(2) エネルギー使用計画(詳細は別紙2参照)

注) 工事完了予定日の属する年度の翌年度から起算して2年度分を記載すること。

エネルギーの種類	単位	エネルギー使用計画	
		2015 年度	2016 年度
電力	MWh/年	4,640	4,640
排ガス回収熱	MWh/年	2,202	2,202
	GJ/年	7,928	7,926
熱電比(回収熱/電力)	—	0.47	0.47

(3) 自立・分散型電源の仕様概要

自立・分散型電源の仕様	機器番号		No.1	No.2	No.3	No.4
	製造メーカー名(製造者)		YYYYY	YYYYY	YYYYY	
	型式		123-54T	123-55T	123-56T	
	燃料使用量 (kW)		500	500	1,100	
	発電定格出力 (kW)		200	200	400	
	熱エネルギー定格出力(kW)		150	150	350	
	効率 (%)	発電	40.0	40.0	36.4	
		排熱回収	30.0	30.0	31.8	
		総合	70.0	70.0	68.2	
	外形寸法 (m)	長さ	3.5	3.5	5.7	
		幅	2.0	2.0	2.4	
		高さ	1.8	1.8	2.2	
	総重量		3.5	3.5	5.0	
	機器番号		No.5	No.6	No.7	No.8
	製造メーカー名(製造者)					
	型式					
	燃料使用量 (kW)					
	発電定格出力 (kW)					
	熱エネルギー定格出力(kW)					
	効率 (%)	発電				
		排熱回収				
		総合				
	外形寸法 (m)	長さ				
		幅				
		高さ				
	総重量					

(4) 供給対象施設の最大電力需要に対する自立・分散型電源の出力割合

自立・分散型電源導入機器の出力	(A)	800	kW
供給対象施設の最大電力需要	(B)	5,000	kW
最大電力需要に対する自立・分散型電源の出力割合	(A)/(B)	16.0	%

(日本工業規格A列4番)

第17号様式 その4-3

4 実施計画

4.1 計画概要

(5) 環境に関する規制基準の遵守

騒音に関する規制基準の遵守	○	可能		不可能
振動に関する規制基準の遵守	○	可能		不可能
窒素酸化物に関する規制基準の遵守	○	可能		不可能

(6) E S C事業者の概要

注) E S C O 契約締結(予定)又は既に契約している場合のみ記載すること。

項目	内容			
E S C事業者の名称	株式会社 ×△○□			
リース(又は割賦販売)契約	○	有		無
E S C契約種別	○	シェア		ギャランテ
E S C契約期間	開始	2015年3月	終了	2022年3月 7 年間
東京都ビジネス事業者登録	2012年8月15日			
東京都ビジネス事業者登録	XXXXXXXXXX			
備考				

契約期間は、本事業実施期限以上とする

(7) リース事業者(割賦を含む)の概要

注) リース契約締結(予定)又は既に契約している場合のみ記載すること。

項目	内容			
リース事業者(割賦を含む)	●●リース 株式会社			
リース対象機器	1.コジェネレーター200kW:2台 2.コジェネレーター400kW:1台 3.低温吸収式冷温水発生機冷房50kw暖房80kW:1台 4.排熱回収温水加熱ボイラー100kW:1台 5.冷水用ポンプ15kW:2台、温水用ポンプ15kW:2台 6.冷却水ポンプ30kW:1台 7.排熱回収温水貯蔵タンク30m3:1台 8.計測機器等:一式			
割賦対象機器				
リース(割賦)契約期間	開始	2015年2月	終了	2022年2月 7 年間
備考				

契約期間は、本事業実施期限以上とする

(日本工業規格A列4番)

第17号様式 その4-4

4. 実施計画

4.1 計画概要

(8)一時滞在施設の概要

項目			内容	
施設の所在地			〒175-0018 文京区小石川 ●丁目▼番地-xx●	
施設の概要	延床面積		3,000	m ²
	受入(想定) 帰宅困難者数		1,000	人
	備蓄物	食料	10,000	食
		水	3,000	本(2/PETボトル換算)
		毛布	1,500	枚
		簡易トイレ	100	個
施設への供給電力			200	kW
その他特記事項				

(9)BEMSの仕様

項目		内容			
製造者		ガス電器株式会社			
型式		SA-123			
有する機能	見える化(建物全体)※1	○	有		無
	見える化(系統別)※2	○	有		無
	見える化(主要機器別)※3	○	有		無
	時刻別データ集計・分析※4	○	有		無
	デマンド制御※5	○	有		無
設置場所		NNNNNNN			
設置年月(予定)		2014年3月			
所有者		FFFFFFFFF			

※1 建物全体で使用しているエネルギーの使用量を可視化する機能

※2 設備の系統別で使用しているエネルギーの使用量を可視化する機能

※3 主要機器別で使用しているエネルギーの使用量を可視化する機能

※4 可視化する機能で測定したエネルギーのデータを時刻別に保存し、グラフ表示などをする機能

※5 測定された使用電力を基にデマンド値の測定を行い、予測したデマンド値が目標電力を超過すると判断される場合、予め設定された方法によって警報発令や機器制御を行う機能

添付書類:①機器カタログ

第17号様式 その5

5. 詳細工程及び資金調達計画

募集期間内に申請する事業については、交付決定日を〇〇月末と想定すること。

注) 交付決定日を想定して以下の予定日等を計画すること。

5.1 助成金事業の事業開始日（工事契約予定日）

2014年10月25日

5.2 助成金事業の完了予定日

2015年2月20日

5.3 助成金事業の工事日数（土日祝日を含む）

118 日間

第16号様式：
別紙3と合わせ
てください。

5.4 助成金事業工程表（詳細は別紙3参照）

事業開始から助成金事業の完了予定までの期間を記載すること。

5.5 資金調達計画

調 達 先	調達金額（千円）	備 考
助成対象事業者		
自己資金	90,000	
借入金	10,000	〇〇△銀行◇◇支店
ESCO事業者（シェアード契約の場合は記載）		助成対象事業者 が資金調達する場 合は、借入金を手 当てる金融機関 名を記載してくださ い。
リース事業者（リース・割賦の場合は記載）	400,000	
熱供給事業者		
合 計	500,000	

注) 上記調達金額合計は、第1号様式の(1)助成事業に要する経費の金額と合致させること。

注) 助成対象事業者の自己資金と借入金は、内数としてカッコ内に記載すること。

注) 金融機関からの借入金の場合は、金融機関名とその本支店名を備考欄に明記すること。

第17号様式 その6

6. 実施事業に関する事項

6.1 その他の補助金・助成金等との関係

注) 当該事業に直接あるいは間接に関係するものについて、必ず記入すること。（誤記載等が後に判明した場合、交付決定を取り消す場合もあります。）

本助成金以外に、他の機関から補助金等を受け、事業を実施する予定がありますか。

注) 現在、補助金又は助成金を受けることが決まっている場合に加え、申請中及び申請予定のものについても必ず記入すること。

1. 実施する予定がある。

2. 実施する予定はない。

（該当する番号を記入： 1 ）

注) 回答が1の場合は、以下に記入すること。

補助金等の名称	熱利用自家発電設備補助事業				
補助金等の実施機関名称	XXX機構改善公社				
補助金等の目的	電力分散化と電力多様化の促進				
実施期間	開始	2014年3月	終了	2018年3月	4.0 年間
交付決定時期	2014年12月				
交付申請額	85,000 千円				

6.2 許認可・権利関係等事業実施の前提となる事項

注) 事業実施に当たって許認可（届出）、権利使用（又は取得）の必要なものについて、取得状況及び見通しを記載すること。

1. 騒音防止法及び振動防止法に基づく規制基準を達成するために、コジェネレータ、吸収式冷温水発生機及びボイラ等は、地下に設置することとし、防音・振動対策
2. コジェネレータの排ガス中に窒素酸化物の規制基準遵守のため、窒素酸化物の除去装置を設置予定である。

**その他の補助金・助成金を申請している、又は申請する予定のある場合は、必ず記載してください。
記載漏れ等がある場合、交付決定後に判明した場合は、交付取り消しの対象となりますので、ご注意ください。**

6.3 その他実施上問題となる事項

注) 実施上問題となる事項、その内容と解決の見通しを記載すること。
特にありません。

公害防止協定協議・許認可の取得等、本事業成立の前提に係る項目について記載してください。

法令・条例に基づく規制以外で、本事業成立の前提条件に係る項目について記載してください。

（日本工業規格A列4番）

第17号様式：別紙1その1

助成対象事業者について

1. 助成対象事業者に関する情報

ふりがな 企業名 (屋号)	やまびしぶっさん かぶしきがいしゃ 〇〇物産 株式会社			
ふりがな 代表者名	とうきょう たろう 東京 太郎			
開業・設立日	1950年1月28日			
日本標準産業分類 ^{※1} による業種 ^{※2}	大分類	K	不動産業、物品賃貸業	
	中分類	69	不動産賃貸業・管理業	
資本金（出資金）	10,000		千円	
株主数（出資者数）	1,000		人	
発行済株式総数（出資総額）	200,000	株	10,000	千円
役員数	10		人	
従業員数	500		人	
企業の沿革 ^{※3}	注) 申請した企業の創業等の沿革、過去・現在の主な事業を記載すること。 1950年1月 : 東京商事として創業 1960年4月 : 〇〇会社と合併 1965年10月 : 山菱物産㈱に社名変更 1975年10月 : 千代田区神田に山菱ビル1号館竣工			
代表者の略歴 ^{※3}	注) 申請した企業の代表者の略歴を記載すること。 1970年4月 : 山菱物産に入社 2000年6月 : 山菱物流(子会社)社長就任 2008年6月 : 山菱物産取締役役に就任 2010年10月 : 山菱物産専務取締役役に就任 2012年6月 : 山菱物産代表取締役役に就任			
ホームページアドレス	http://WWW.			

※1 統計法(平成19年法律第53号)第28条第1項及び附則第3条の規定に基づき、法第2条第9項に規定する統計基準のこと。

※2 業種は、売上高が最も大きな業種を記載すること。

※3 企業及び代表者の刑事上の処分などがある場合は、沿革又は略歴に記載すること。

(日本工業規格A列4番)

第17号様式：別紙1その2

2. 助成対象事業者の現況等

(1) 株主（出資者）構成

株主（出資者）名	資本金	主たる事業 （業種）	従業員数	所有株式数 （出資額）	出資 比率
1. ㈱日本商事	10,000 百万円	商社	10,000 人	100,000 株 (5,000 千円)	50.0 %
2. ㈱東京物産	5,000 百万円	商社	5000 人	50,000 株 (2,500 千円)	25.0 %
3. 湊商会㈱	3,000 百万円	商社	5000 人	25,000 株 (1,250 千円)	12.5 %
4. 東京太郎(有)	10 百万円	不動産管理	5 人	25,000 株 (1,250 千円)	12.5 %
5.	百万円		人	株 (千円)	%
6.	百万円		人	株 (千円)	%
7.	百万円		人	株 (千円)	%
8.	百万円		人	株 (千円)	%
9.	百万円		人	株 (千円)	%
10.	百万円		人	株 (千円)	%

注）個人が株主である場合は、以下の表にも記載すること。

注）出資比率は、小数点2桁目を切り捨てた数値を記載すること。

注）出資額が多い順に10位までの株主を記載すること。

(2) 直近の決算期に製品・商品・サービス等別売上高（主たるもの）

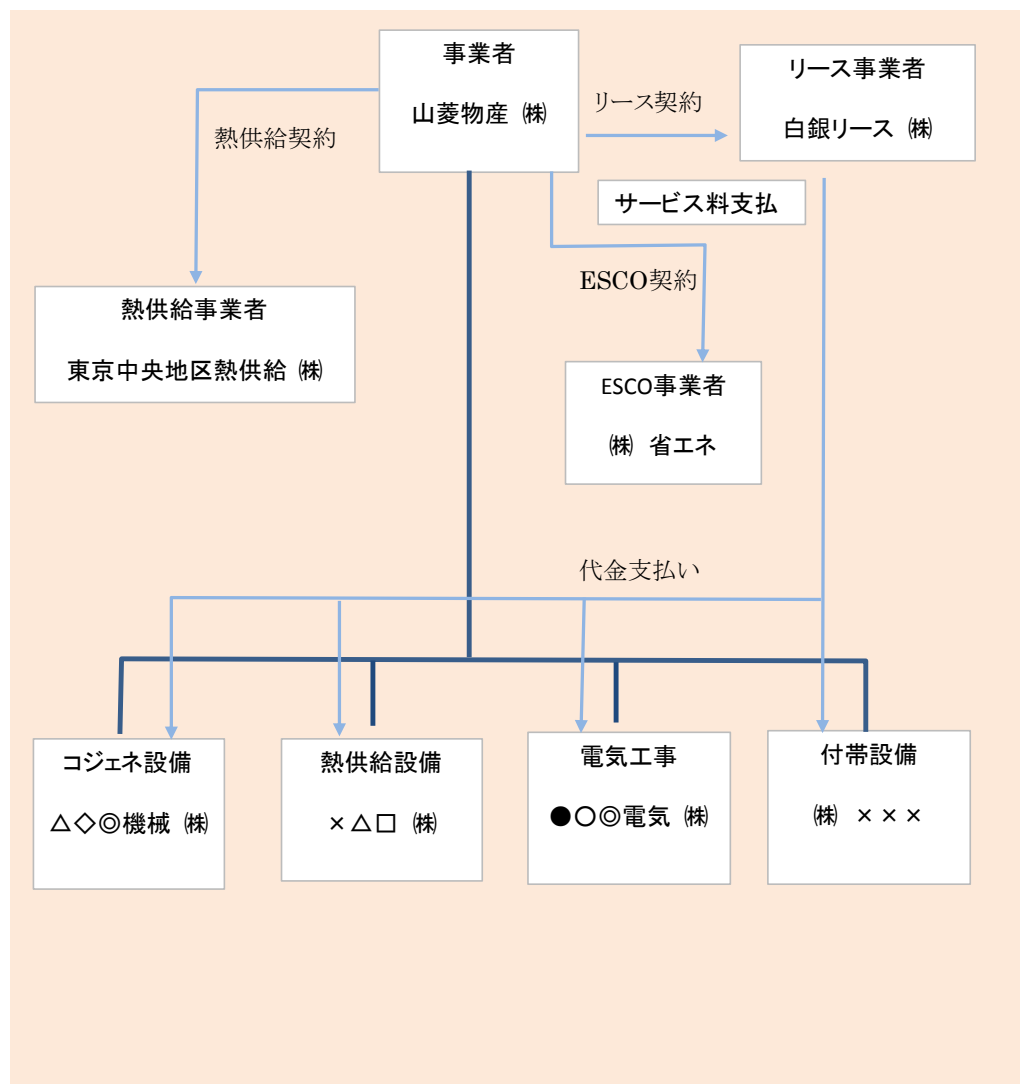
主な製品・商品・サービス等の売上高	金額	割合	備考
不動産販売	50,000 千円	50 %	
不動産賃貸	30,000 千円	30 %	
百貨店	20,000 千円	20 %	

（日本工業規格A列4番）

第17号様式：別紙1その3

(3) 助成対象事業者が計画する助成事業の実施体制

注) 本事業を共同事業で行う場合は、共同申請者同士及び工事請負者との連絡・責任体制を明確に記入すること。



(4) 助成対象事業者の今後の経営計画について

注) 今後の経営計画、エネルギー使用計画等について記入すること。

- 1) 20◎○にコジェネ(○×kW)の増設を検討
- 2) 20○●に空調設備の一部更新予定(1F～5F)
- 3) 20○×に空調設備の残りを更新

【記載例】

第17号様式 別紙2

自立・分散型電源によるエネルギー使用計画

平成27年度	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
有効電力量	MWh	367	380	346	401	401	389	401	389	401	401	363	401	4,640
有効回収熱	GJ	554	0	508	964	964	933	603	0	603	964	871	964	7,928
燃料使用量	千m ³ _N	87.4	90.4	80.6	95.2	95.2	92.2	95.2	92.2	95.2	95.2	86.0	95.2	1,100.0
	MWh	1,093	1,130	1,008	1,190	1,190	1,153	1,190	1,153	1,190	1,190	1,075	1,190	13,750
加重平均 全負荷相当時間	h	520	538	480	567	567	549	567	548	567	567	512	566	6,548
2.17×発電効率 ＋排熱利用率	—	87.0	73.0	88.5	95.6	95.6	95.7	87.2	73.2	87.2	95.6	95.8	95.6	89.2

平成28年度	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
電力量	MWh	367	380	346	401	401	389	401	389	401	401	363	401	4,640
排ガス回収熱	GJ	554	0	506	964	964	933	603	0	603	964	871	964	7,926
燃料使用量	千m ³ _N	87.4	90.4	80.6	95.2	95.2	92.2	95.2	92.2	95.2	95.2	86.0	95.2	1,100.0
	MWh	1,093	1,130	1,008	1,190	1,190	1,153	1,190	1,153	1,190	1,190	1,075	1,190	13,750
加重平均 全負荷相当時間	h	520	538	480	567	567	549	567	548	567	567	512	566	6,548
2.17×発電効率 ＋排熱利用率	—	87.0	73.0	88.5	95.6	95.6	95.7	87.2	73.2	87.2	95.6	95.8	95.6	89.2

注) 工事完了予定年月の属する年度の翌年度から起算して2年間のエネルギー使用量の計画を記載すること。

(日本工業規格A列4番)

【記載例】

第17号様式 別紙2-2

供給対象施設の電力需要計算書

		負荷合計容量 kVA (A)	補正係数 (B)	補正後負荷合計容量 kVA (A) × (B)
電灯負荷	照明			
	コンセント			
	ファンコイル			
	OA機器			
動力負荷	冷凍機、パッケージ形空調機、エレベータ等			
	空調及び換気関係			
	衛生関係その他			
合 計		—	—	

- (注) ・契約電力に対する自立・分散型電源の出力の割合が10%以上である場合又は供給対象施設の電力需要の実績値を有する場合は、本計算書の作成は不要である。ただし、証拠書類のコピーを添付すること。
- ・供給対象施設の電力需要の実績値を有する場合は、申請日から過去1年以内における最大電力(実績値)を供給対象施設の電力需要とする。
 - ・供給対象施設の電力需要の実績値を有しない場合は、補正後負荷合計容量の合計を供給対象施設の電力需要とする。
 - ・負荷合計容量の値の根拠資料(負荷リスト等)を添付すること。
 - ・補正係数は、公社が別に定める。(手続きの手引きの『2.申請の方法』の最終頁を参照すること。

(日本工業規格A列4番)

【記載例】

第17号様式 別紙3
助成金事業工程表
(事業所の名称

〇〇ビル)

工程	平成25年			平成26年								
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
交付決定通知	◇											
詳細設計	→											
機器製作			→									
据付工事							→					
試運転									→			
機器・工事検収引渡し										→		
工事完了届提出											○	

注) 交付決定通知受領日を想定して記載すること。
注) 工程の内容は、適宜追加すること。

5 実施要綱・交付要綱

オフィスビル等事業所の創エネ・エネルギーマネジメント促進事業実施要綱

(制定) 平成 25 年 5 月 1 日付 25 環エ分第 2 号

第 1 要綱の目的

この要綱は、東京都(以下「都」という。)が、「低炭素」・「快適性」・「防災力」の3つを同時に備えたスマートエネルギー都市を実現するために、天然ガスコージェネレーションシステムによる自立・分散型電源の導入を促進するための「オフィスビル等事業所の創エネ・エネルギーマネジメント促進事業」(以下「本事業」という。)の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

第 2 本事業の概要

- 1 都は、事務所等を所有する民間事業者に対し、BEMSの導入を条件として、自立・分散型電源の設置に必要な経費の一部を助成する。
- 2 都は、1の助成を受けた事業者に対し、自立・分散型電源の利用実績等を報告するよう求める。

第 3 用語

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 系統電力 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第10号に規定する電気事業者(以下「電気事業者」という。)が保有する電線を介して供給される電力
- 2 自立・分散型電源 平常時にあっては当該電源から電力の供給を受けて事業を行うことにより系統電力への依存度を下げることができ、災害時等にあっては系統電力が途絶えても当該電源から電力の供給を受けて事業の継続を図ることのできる電源
- 3 BEMS 建築物内で使用する電力消費量等を計測蓄積し、導入拠点や遠隔での可視化を図り、空調・照明設備等の接続機器を制御し、又は電力需要のピークを抑制する機能等を有するエネルギー管理システム
- 4 大規模施設 電気を使用する者が電気事業者との契約上使用できる最大電力(以下「契約電力」という。)の値が500キロワット以上である施設
- 5 中小規模施設 契約電力の値が50キロワット以上500キロワット未満である施設
- 6 一時潜在施設 事業所における帰宅困難者対策ガイドライン(平成24年9月10日 首都直下地震帰宅困難者等対策協議会)に規定する一時潜在施設に準ずる施設を災害時に開設することができるよう必要な設備を用意した施設

第 4 本事業の具体的な内容

1 自立・分散型電源の設置に係る経費の助成

(1) 助成対象事業者

助成金の交付対象となる事業者(以下「助成対象事業者」という。)は、(2)の助成対象事業を実施する事業者とする。ただし、国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人並びに国及び地方公共団体の出資又は費用負担の比率が50%を超える法人は除く。

(2) 助成対象事業の要件

助成金の交付対象となる事業は、都内の大規模施設又は中小規模施設において、(3)の要件を満たす自立・分散型電源を設置する事業であって、次の全ての要件を満たすものとする。

- ア 自立・分散型電源を新たに設置すること。
- イ 自立・分散型電源から電力の供給を受ける建築物(以下「供給対象建築物」という。)の用途が、事務所等であること。
- ウ 供給対象建築物においてBEMSを導入すること。
- エ 供給対象建築物が大規模施設である場合にあっては、当該供給対象建築物内に一時潜在施設を確保し、当該一時潜在施設の所在地等についてインターネットの利用その他適切な方法により一般に周知すること。
- オ 供給対象建築物が中小規模施設である場合にあっては、当該供給対象建築物について、公益財団法人東京都環境公社(以下「公社」という。)が実施する事業所の省エネルギー診断を受診すること。

(3) 助成対象電源の要件

助成金の交付対象となる自立・分散型電源は、次の全ての要件を満たすものとする。

- ア 天然ガスを使用するコージェネレーションシステムであること。
- イ エネルギー効率及び発電出力について、別に定める要件を満たすこと。

(4) 助成対象経費

助成金の交付対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、自立・分散型電源の設置に要する次の経費とする。

- ア 設計費(設備機器の設計等に要する費用をいう。)
- イ 設備費(設備機器の購入等に要する費用をいう。)
- ウ 工事費(工事に要する費用をいう。)
- エ 諸経費(電気、水道又はガスに係る工事負担金等に要する費用をいう。)

(5) 助成金額

助成金の交付額は、助成対象経費の2分の1の額(助成対象経費に国その他の団体からの補助金を充当する場合にあっては、助成対象経費の2分の1の額から当該補助金の額を控除した額)とする。ただし、3億円を限度とする。

2 助成対象事業者による報告等

(1) 事業者の報告

助成対象事業者は、次に掲げる事項について、別に定める日までに、都に報告を行うものとする。

- ア 自立・分散型電源の発電効率及び排熱利用率の実績
- イ 一時滞在施設の所在地等の周知の実績（供給対象建築物が大規模施設である場合に限る。）
- ウ 公社が実施する事業所の省エネルギー診断の受診結果（供給対象建築物が中小規模施設である場合に限る。）

(2) 指導・助言

都は、必要に応じて、助成対象事業者に対し、(1) アからウまでの事項に係る取組について指導及び助言を行うものとする。

第5 本事業の実施体制

都は、次のとおり本事業を実施する。

- 1 都は、公社に対し、第4 1による助成金の原資として出えんを行うものとする。
- 2 公社は、1の出えん金をもとに基金を造成し、都と公社とで別途締結する出えん契約に基づき、基金を適正に管理するものとする。
- 3 都は、1の出えん金のほか、公社に対し、次の事務を委託し、当該事務の執行に要する費用については、都の予算の範囲内において、委託料として公社に支払うものとする。
 - (1) 2の基金を原資として、第4 1による助成金の交付を行うこと。
 - (2) 第4 2により、助成対象事業者から報告を受け、及び助成対象事業者に対する指導及び助言を行うこと。

第6 本事業の実施期間

- 1 第4 1による助成金の交付申請の募集は、平成25年度から平成29年度まで行う。
- 2 第4 1による助成金の交付は、平成25年度から平成31年度まで行う。

第7 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、東京都知事が別に定める。

附 則（平成25年5月1日付25環エ分第2号）

この要綱は、平成25年5月1日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

オフィスビル等事業所の創エネ・エネルギーマネジメント促進事業 助成金交付要綱

(制定) 平成25年6月17日付25都環公総地第413号

(目的)

第1条 この要綱は、オフィスビル等事業所の創エネ・エネルギーマネジメント促進事業実施要綱（平成25年5月1日付25環エ分第2号東京都環境局長決定。以下「実施要綱」という。）第53に基づき、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が東京都（以下「都」という。）の委託を受け事務を執行するオフィスビル等事業所の創エネ・エネルギーマネジメント促進事業（以下「本事業」という。）における助成金（以下「本助成金」という。）の交付に関する必要な手続等を定め、事業の適正かつ確実な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、実施要綱に定めるもののほか、次のとおりとする。

- 一 天然ガス 天然ガス、液化天然ガスその他これらを主原料とする燃料であって、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成18年経済産業省・環境省令第3号）別表第1の第5欄に掲げる係数が天然ガス（液化天然ガスを除く。）の1、1倍未満のもの
- 二 東京都ビジネス事業者 東京都地球温暖化対策ビジネス事業者登録・紹介制度実施要綱（平成17年4月25日付17環都計第22号）第3条第1項の規定により登録を受けている地球温暖化対策ビジネス事業者
- 三 リース契約 自立・分散型電源の所有者である貸主が、当該自立・分散型電源の借主に対し、当事者間で合意した期間にわたり当該自立・分散型電源を使用収益する権利を与え、借主は、当事者間で合意した当該自立・分散型電源の使用料を借主に支払う契約
- 四 割賦販売 自立・分散型電源の所有者である売主が、当該自立・分散型電源の買主に対し、当事者間で合意した期間にわたり月賦、年賦その他の賦払の方法により分割して当該自立・分散型電源の販売代金を買主から受領し、かつ、当該代金の全部の支払の義務が履行される時まで当該自立・分散型電源の所有権が売主に留保されることを条件に、当該自立・分散型電源を販売すること
- 五 リース事業者 リース契約又は割賦販売の契約に基づき、自立・分散型電源の貸付又は販売を行う者
- 六 E S C O事業者 省エネルギー診断を受ける者との間で、当該省エネルギー診断に基づき、自立・分散型電源その他省エネルギー設備の導入により一定以上の省エネルギー効果の達成を保証する契約を締結する事業者
- 七 更新設置 既設のコージェネレーションシステムの代替として自立・分散型電源を新たに設置すること

八 新規設置 更新設置を除き、自立・分散型電源を新たに設置すること

(助成対象事業者)

第3条 本助成金の交付対象となる事業者（以下「助成対象事業者」という。）は、次に掲げる者であって、過去に税金の滞納がない者、刑事上の処分を受けていない者その他の公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められる者とする。

- 一 実施要綱第4 1(1)に定める者（以下「助成対象事務所等所有者」という。）
- 二 自立・分散型電源に係るリース契約、割賦販売の契約、パフォーマンス契約に係る契約（以下「リース契約等」という。）を助成対象事務所等所有者と締結し、又は締結しようとし、共同して次条に定める本助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）を実施しようとするリース事業者又はE S C O事業者（助成対象事務所等所有者と共同で交付対象となる場合に限る。）
- 三 助成対象事業で設置する自立・分散型電源が建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第2項の区分所有者の全員の共有に属する場合にあっては、同法第25条第1項の管理者又は同法第47条第2項の管理組合法人
- 2 次に掲げる個人又は団体は、助成対象事業者としない。
 - 一 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - 二 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条例第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）
 - 三 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの

(助成対象事業)

第4条 助成対象事業は、実施要綱第4 1(2)に定める事業であって、当該事業で設置する自立・分散型電源（以下「助成対象電源」という。）が、実施要綱第4 1(3)に定めるもののほか、次の要件を満たすものとする。

- 一 1台当たりの発電出力が30キロワット以上のものの場合にあっては、次の条件を満たすものであること。この場合において、発電効率及び排熱利用率は、いずれもパーセントで表した値とし、発電効率は定格値（高位発熱量基準）を用いるものとする。

$$2.17 \times \text{発電効率} + \text{排熱利用率} > 87$$
- 二 1台当たりの発電出力が30キロワット未満のものの場合にあっては、東京都低NOx・低CO₂小規模燃焼機器認定制度の認定を受けたものであること
- 三 新規設置の場合にあっては、発電出力の合計が50キロワット以上であること
- 四 更新設置の場合にあっては、発電出力の合計が既設のコージェネレーションシステムの発電出力の合計以上であること。ただし、更新設置後の契約電力が更新設置前の契約電力以下の場合は、この限りではない。

- 五 助成対象電源から電力の供給を受ける施設（以下「供給対象施設」という。）の用途が、おむね事務所であると公社が認めたものであること。
- 六 発電出力が供給対象施設の最大電力需要の 10 パーセント以上であること。
- 七 未使用品であること。

（助成対象経費）

- 第 5 条 本助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、実施要綱第 4 1 (4) に定める経費であって、公社が必要かつ適切と認めたものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、助成対象としない。
 - 一 過剰であるとみなされるもの、汎用性のあるもの、予備若しくは将来用のもの又は助成対象事業以外において使用することを目的としたものに要する経費
 - 二 平成 25 年 4 月 1 日前に契約を締結したものに係る経費
 - 3 助成対象経費の中に助成対象事業者の自社製品の調達分又は助成対象事業者に関係する者からの調達分がある場合は、本助成金交付の目的に鑑み、利益等排除を行った経費を助成対象経費とするものとする。

（本助成金の額）

- 第 6 条 本助成金の交付額は、実施要綱第 4 1 (5) に定める金額とする。この場合において、本助成金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（本事業の実施期限）

- 第 7 条 本事業の助成対象事業ごとの実施期限は、第 20 条第 1 項に規定する実績報告書の届出を行った日の属する年度の翌年度から起算して 3 箇年度目の 5 月末日とする。

（本助成金の交付申請）

- 第 8 条 本助成金の交付を受けようとする者は、公社が別に定める期間中に助成金交付申請書（第 1 号様式）及び別表第 1 に掲げる書類を公社に提出しなければならない。
- 2 前項において、リース事業者又は ESCO 事業者が助成対象事業を実施しようとする場合は、リース契約等を締結し、又は締結しようとする助成対象事務所等所有者とリース事業者又は ESCO 事業者とが共同で申請しなければならない。
 - 3 前項の規定は、第 12 条第 2 項、第 13 条第 1 項、第 15 条第 1 項、第 16 条、第 18 条第 2 項、第 19 条及び第 20 条第 1 項の規定による申請をした場合に準用する。

（本助成金の交付決定）

- 第 9 条 公社は、前条第 1 項の規定により本助成金の交付の申請を受けた場合は、当該申請内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、公社の予算の範囲内で本助成金の交付又は不交付の決定を行う。

- 2 公社は、前項の決定を行うに当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。
- 3 公社は、第 1 項の決定において、本助成金を交付することとする場合にあっては助成金交付決定通知書（第 2 号様式）により、不交付とする場合にあっては助成金不交付決定通知書（第 3 号様式）により通知するものとする。

（交付の条件）

- 第 10 条 公社は、前条第 1 項の規定による本助成金の交付決定に当たっては、本事業の目的を達成するため、前条第 3 項の規定により本助成金の交付決定通知を受ける助成対象事業者（以下「助成事業者」という。）に対し、交付の条件として、次の条件を付すものとする。
- 一 第 20 条第 1 項に規定する実績報告書の届出を行う日までに、供給対象施設を対象とした BEMSを導入すること。
 - 二 大規模施設に導入する BEMS は、次の要件を満たすこと。
 - ア 建物全体、設備の系統別又は建物の階別及び主要機器別に使用しているエネルギーの使用量を測定し、可視化する機能を有すること。
 - イ 測定したエネルギーの使用量を時間帯別に保存し、表示する機能を有すること。
 - ウ 測定された使用電力をもとに現在の時間帯の次の時間帯等におけるデマンド値（電力需要の値をいう。以下同じ。）の予測を行い、予測したデマンド値が目標電力を超過すると判断された場合、あらかじめ設定された方法によって警報発報又は機器制御を行う機能を有すること。
 - 三 中小規模施設に導入する BEMS は、次の要件を満たすこと。
 - ア 建物全体及び設備の系統別又は建物の階別に使用しているエネルギーの使用量を可視化する機能を有すること。
 - イ 前号イの要件を満たすこと。
 - 四 自立・分散型電源で使用する燃料は、天然ガスとすること。ただし、災害等により、天然ガスの供給が途絶えた場合はこの限りでない。
 - 五 災害時等に系統電力が途絶えた場合において、自立・分散型電源から電力の供給を受けて事業の継続を図ること。ただし、自立・分散型電源の損壊その他やむを得ない理由により、自立・分散型電源の活用ができなかったときはこの限りでない。
 - 六 自立・分散型電源の発電効率及び排熱利用率を検証するため、必要な計測機器を設置するとともに、第 20 条第 1 項に規定する実績報告書の届出を行った日の属する年度の翌年度から起算して 2 箇年度、各年度の発電効率及び排熱利用率の実績について、翌年度の 5 月末日までに、発電効率及び排熱利用率の実績に関する報告書（第 4 号様式）及び別表第 2 に掲げる書類を公社に提出すること。
 - 七 大規模施設に自立・分散型電源を導入する場合にあっては、供給対象施設において一時滞在施設を確保し、災害時等に系統電力が途絶えた場合において自立・分散型電源から一時滞在施設に必要な電力を供給することで、当該施設の機能維持及び活用を図ること。ただし、自立・分散型電源の損壊その他やむを得ない理由により、自立・分散型電源の活用ができなかったときはこの限りでない。

八 一時滞在施設を確保する者は、インターネットの利用その他適切な方法により、当該施設が災害時等に一時滞在施設となる旨、当該施設の所在地等を一般に周知し、第 20 条第 1 項に規定する実績報告書の提出を行った日の属する年度の翌年度末までに、一時滞在施設の所在地等の周知の実績に関する報告書（第 5 様式）を公社に提出すること。

九 中小規模施設に自立・分散型電源を導入する者は、第 20 条第 1 項に規定する実績報告書の提出を行った日の属する年度の翌々年度に、供給対象施設について公社が実施する事業所の省エネルギー診断を受診し、調査結果報告書を速やかに公社に提出すること。

十 第 8 条第 2 項の規定により共同申請を行った助成事業者は、次の要件を満たすこと。

ア 助成事業（助成対象事業に要する経費に関し、前条第 3 項の助成金の交付決定通知を受けた当該助成対象事業をいう。以下同じ。）の着手の日までに、リース契約等を締結していること。

イ リース契約等におけるリース料、割賦販売価格又はパフォーマンス契約のサービス料について本助成金に相当する金額が減額されていること（リース事業者等に助成金が交付される場合に限る。）。

ウ E S C O 事業者にあつては、助成事業の着手の日から第 7 条の本事業の実施期限の日までの間、東京都ビジネス事業者であること。

十一 助成対象経費に関して本助成金以外に都から交付される助成金その他の給付金を受給しないこと。

十二 前条第 3 項の本助成金の交付決定の通知の後に都又は公社が本事業の事業者名、事業所名その他本事業の実施に関連する事項を公表することを承諾し、かつ、その公表に協力すること。

十三 第 20 条第 1 項の実績報告書の提出を行った日から第 7 条の本事業の実施期限の日までの間、自立・分散型電源について第 4 条第 1 号に定める要件を満たすこと。

十四 本規程、助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって助成事業を行うこと。

十五 公社が第 23 条第 1 項の規定により助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、これに従うこと。

十六 公社が第 24 条第 1 項の規定により助成金の全部又は一部の返還を請求した場合は、公社が指定する期日までに返還するとともに、第 25 条第 2 項の規定に基づき違約加算金を併せて納付すること。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第 26 条第 2 項の規定に基づき延滞金を納付すること。

十七 公社が助成事業の適正な執行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずること。

（契約等）

第 11 条 助成事業者は、助成事業の実施に当たり、売買、請負その他の契約を行う場合は、入札、複数者からの見積書の徴収その他の方法により競争に付さなければならない。ただし、当該助成事業の運営上、競争に付すことが著しく困難又は不適当である場合はこの限りでない。

（事業開始に伴う届出）

第 12 条 助成事業者は、第 9 条第 3 項の本助成金の交付決定の通知を受領した日から速やかに、助成事業に着手しなければならない。

2 助成対象事業者は、助成事業に着手した日から 14 日以内に、助成事業開始届（第 6 号様式）及び別表第 3 に掲げる書類を公社に提出しなければならない。

（申請の撤回）

第 13 条 助成事業者は、第 9 条第 1 項による本助成金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、同条第 3 項の本助成金の交付決定の通知を受領した日から 14 日以内に助成金交付申請撤回届出書（第 7 号様式）を公社に提出し、申請の撤回をすることができる。

2 公社は、前項の助成金交付申請撤回届出書の提出があったときは、その内容を、都に報告するものとする。

（事情変更による決定の取消し等）

第 14 条 公社は、本助成金の交付の決定をした場合において、天災地変その他本助成金の交付の決定後生じた事情の変更により本事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合においては、本助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

2 公社は、前項の取消し又は変更に当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

（助成事業の計画変更に伴う申請）

第 15 条 助成事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ助成事業計画変更申請書（第 8 号様式）を提出しなければならない。

一 助成事業の内容を変更しようとするとき。

二 助成対象経費の内訳を変更しようとするとき。

2 公社は、前項の申請を受け、その内容が妥当であると認めたときは、変更を承認するものとする。

3 公社は、前項の承認に当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

4 公社は、第 2 項の承認をしたときは、その旨を当該助成事業者に通知するものとする。

5 公社は、第 2 項の承認に当たり、必要に応じ条件を付することができるものとする。

（事業者情報の変更に伴う届出）

第 16 条 助成事業者は、個人にあつては氏名、住所等を、法人にあつては名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地等を変更した場合は、速やかに住所等の変更届出書（第 9 号様式）を提出しなければならない。

（債権譲渡の禁止）

第 17 条 助成事業者は、第 9 条第 1 項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部

を、第三者に譲渡し、又は承認させてはならない。ただし、公社の承認を事前に得た場合はこの限りではない。

2 公社は、前項ただし書の承認に当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

(工事遅延等の報告)

第 18 条 助成事業者は、第 8 条第 1 項の規定により提出した助成事業実施計画書（第 17 号様式）に基づき工事等を進捗させるよう努めなければならない。

2 助成事業者は、やむを得ない事由により工事が予定の期間内に完了することができないと見込まれるときは、速やかに工事遅延等報告書（第 10 号様式）を提出しなければならない。

3 公社は、前項の工事遅延等報告書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、当該助成事業者に対し、助言その他必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

(助成事業の廃止)

第 19 条 助成事業者は、やむを得ない理由により助成事業を廃止しようとするときは、速やかに助成事業廃止申請書（第 11 号様式）を提出しなければならない。

2 公社は、前項の申請を受けた場合は、その内容を審査し、妥当であると認めたときは、廃止を承認するものとする。

3 公社は、前項の承認に当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

4 公社は、第 2 項の承認をしたときは、その旨を当該助成事業者に通知するものとする。

5 公社は、第 2 項の承認に当たり、必要に応じ条件を付すことができるものとする。

(実績の報告)

第 20 条 助成事業者は、助成事業に係る工事が完了したときは、速やかに実績報告書（第 12 号様式）及び別表第 4 に掲げる書類を公社に提出しなければならない。

2 前項の届出は、平成 31 年 12 月 27 日までにしなければならない。

(助成金の額の確定)

第 21 条 公社は、前条の規定に基づく実績報告書を受けた場合には、当該報告の内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該助成事業の内容が第 9 条第 1 項の交付決定の内容及びこれに付した条件等に適合すると認めたときは、交付すべき本助成金の額を確定し、その旨を当該助成事業者に助成金確定通知書（第 13 号様式）により通知するものとする。

(本助成金の交付)

第 22 条 助成事業者は、前条第 1 項の規定により本助成金の額の確定通知を受け、本助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付請求書（第 14 号様式）を提出しなければならない。

2 公社は、前項の助成金交付請求を受けた場合は、その内容を確認し、妥当であると認めたものについて、本助成金を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第 23 条 公社は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第 9 条第 1 項の規定に基づく本助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

一 虚偽申請等不正事由が発覚したとき。

二 交付決定の内容又は目的に反して本助成金を使用したとき。

三 本事業に係る公社の指示に従わなかったとき。

四 交付決定を受けた者（法人にあっては代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が暴力団員等又は暴力団に該当するに至ったとき。

五 その他本助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反したとき。

2 公社は、前項の決定に当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

3 第 1 項の規定は、第 21 条第 1 項に規定する本助成金の額の確定後においても適用するものとする。

4 公社は、第 1 項の規定による取消しをした場合は、速やかに当該助成事業者に通知するものとする。

5 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、第 1 項及び第 4 項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

(本助成金の返還)

第 24 条 公社は、助成事業者に対し、第 14 条第 1 項又は前条第 1 項の規定による取消しを行った場合において、既に交付を行った本助成金があるときは、当該助成事業者に対し、期限を付して当該本助成金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

2 助成事業者は、前項の規定により本助成金の返還の請求を受けたときは、公社が指定する期日までに、当該本助成金を公社に返還しなければならない。

3 助成事業者は、前項の規定により本助成金を返還したときは、公社に対し、助成金返還報告書（第 15 号様式）を提出しなければならない。

4 前項の規定は、次条第 1 項の規定による違約加算金及び第 26 条第 1 項の規定による延滞金を請求した場合に準用する。

5 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前 4 項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

(違約加算金)

第 25 条 公社は、第 23 条第 1 項の規定による取消しを行った場合において、助成事業者に対し前条第 1 項の規定により返還請求を行ったときは、当該助成事業者に対し、本助成金の受領の日から納付の日までの日数（公社の事務処理に係る期間として公社が認める日数を除く。）に応じ、返還すべき額につき年 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した違約加算金を請求するものとする。

2 助成事業者は、前項の規定による違約加算金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなけれ

ばならない。

- 3 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前2項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

(延滞金)

第26条 公社は、助成事業者に対し、第24条第1項の規定により本助成金の返還を請求した場合であって、当該助成事業者が、公社が指定する期限までに当該返還金額（違約加算金がある場合には当該違約加算金を含む。）を納付しなかったときは、当該助成事業者に対し、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付の額につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を請求するものとする。

- 2 助成事業者は、前項の規定による延滞金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。

- 3 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前2項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

(他の助成金等の一時停止等)

第27条 公社は、助成事業者に対し、本助成金の返還を請求し、助成事業者が当該本助成金、違約加算金又は遅延金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付すべき助成金その他の給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一部停止し、又は当該給付金と未納付額とを相殺するものとする。

- 2 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該項の規定を適用する。

(財産の管理及び処分)

第28条 助成事業者は、助成事業により取得し、整備し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）の管理及び処分（本助成金の交付の目的以外に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、債務の担保の用に供し、又は廃棄することをいう。以下同じ。）に関して、次の事項を守らなければならない。

- 一 取得財産等については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められた耐用年数の期間（以下「法定耐用年数の期間」という。）において、善良な管理者の注意を持って管理し、本助成金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ることとし、処分をしてはならない。
 - 二 取得財産等のうち取得価格又は効用の増加価格が1件当たり50万円以上のものであって法定耐用年数の期間内に処分をしようとする場合は、取得財産等処分承認申請書（第16号様式）により公社の承認を受けること。
- 2 公社は、前項の規定により承認を受けた助成事業者が、当該承認に係る取得財産等の処分をした場合は、当該助成事業者に対し、交付した本助成金の全部又は一部に相当する金額を請求するものとする。

とする。

- 3 助成事業者は、前項の規定による交付した本助成金の全部又は一部に相当する金額の請求を受けたときは、これを公社に返還しなければならない。

- 4 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前3項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

(助成事業の経理)

第29条 助成事業者は、助成事業の経理について、その収支を明確にした証拠の書類を整備しなければならない。

- 2 助成事業者は、前項の書類について、第20条第1項に規定する実績報告書を提出した日の属する公社の会計年度終了の日から15年間保存しておかななければならない。

(調査等)

第30条 公社は、本事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、助成事業者に対し、本事業に関し報告を求め、助成事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査し、又は関係者に質問することができる。

- 2 助成事業者は、前項の規定による報告の徴収、事業所等への立ち入り、物件の調査又は関係者への質問を受けたときは、これに応じなければならない。

- 3 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前2項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

(指導・助言)

第31条 公社は、本事業の適切な執行のため、助成事業者に対し必要な指導及び助言を行うことができる。

- 2 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

(事業効果の報告)

第32条 公社は、助成事業者から第10条第1項第6号、第8号又は第9号の報告書の提出を受けた場合には、速やかに都に報告するものとする。

- 2 助成事業者は、都又は公社が前項の報告又は第10条第1項第6号、第8号及び第9号の報告に基づき事業者名、事業所名その他本事業の実施に関連する事項を公表することを承諾し、かつ、その公表に協力しなければならない。

(個人情報等の取り扱い)

第33条 公社は、本事業の実施に関して知り得た助成事業者に係る個人情報及び企業活動上の情報

(以下「個人情報等」という。) については、本事業の目的を達成するために必要な範囲において、都に提供することができる。

- 2 前項及び法令に定められた場合を除き、公社は、本事業の実施に関して知り得た助成事業者の個人情報等について、本人の承諾なしに、第三者に提供しないものとする。

(その他必要な事項)

第 3 4 条 この要綱に定めるもののほか、本事業の円滑かつ適正な運営を行うため必要な事項は、公社が別に定める。

附 則 (平成 2 5 年 6 月 1 7 日付 2 5 都環公総地第 4 1 3 号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 2 5 年 6 月 1 8 日から施行し、平成 2 5 年 4 月 1 日から適用する。

別表第1（第9条関係）

	必要書類	備考
1	助成事業実施計画書（第17号様式）	
2	全体配置図（電力・熱の利用場所、助成対象設備の位置が明示されているもの）	
3	配置図、システムフロー図、配管図（助成対象設備が明示されているもの）	
4	機器仕様書（コジェネレーション、排熱利用設備等）	
5	電気設備概要（系統連係方式、電気設備（単線結線図、配置図））（助成対象設備が明示されているもの）	
6	見積書の写し（発行日が申請日から3か月以内のもの）	
7	会社の定款	
8	履歴事項全部証明書又は登記簿謄本の写し（発行日が申請日から3か月以内のもの）	
9	決算報告書（直近3年分）	
10	納税証明書（直近3年分）	
11	建物登記簿謄本の写し（発行日が申請日から3か月以内のもの） 未登記の場合は、確認済証、検査済み証の写し	
12	区分所有者等の申請に係る同意書（第18号様式）	
13	リース契約書等（案）（リース事業者、ESCO事業者との共同申請の場合）	
14	料金計算書（リース事業者、ESCO事業者との共同申請の場合）	
15	助成対象事業の実施に係る同意書（第19号様式）（助成対象事業者と供給対象施設の所有者が異なる場合）	
16	その他公社が必要と認める書類	

備考

- ・ 見積書は経費の区分（設計費、設備費、工事費の区分）及び助成対象経費が明確に分かるように注釈をつけること。
- ・ 協業組合、企業組合等の場合にあつては、8の商業（法人）登記簿謄本に、定款及び組合員名簿を添付すること。

別表第2（第11条関係）

	必要書類	備考
1	月別の発電効率及び排熱利用率の実績	
2	発電効率及び排熱利用率の実績を検証するために必要な計測機器の測定値（帳票等）	

別表第3（第13条関係）

	必要書類	備考
1	工事契約書の写し	
2	工事契約見積書の写し（複数者分）	
3	リース契約又は割賦販売契約の写し（リース事業者との共同申請の場合）	
4	ESCO事業者とのパフォーマンス契約書の写し（ESCO事業者との共同申請の場合）	
5	工事工程表	
6	その他公社が必要と認める書類	

別表第4（第21条関係）

	必要書類	備考
1	助成事業経費内訳書	
2	竣工図面	
3	工事写真	
4	試運転結果報告書	
5	一時滞在施設の概要書	
6	その他公社が必要と認める書類	